



Title	公議輿論と討論のあいだ ー福沢諭吉の初期議会政観ー
Author(s)	松沢, 弘陽; MATSUZAWA, Hiroaki
Citation	北大法学論集, 41(5-6), 429-484
Issue Date	1991-10-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16804
Type	departmental bulletin paper
File Information	41(5-6)_p429-484.pdf



公議輿論と討論のあいだ

—— 福沢諭吉の初期議政観 ——

松 沢 弘 陽

第一節 公議政体対「社中」・討論

福沢諭吉は、幕末から明治初年にかけての、公議輿論・公議政体のさまざまな政治的動向に大きな影響を与えながら、ついにそのような動きに自ら参画することはなかった。とりわけ明治新政権によつて公議所が設置された一八六九（明治二）年頃から、西南戦争の前後、国会開設の運動が台頭するまで、福沢は国会についての制度論を正面からとりあげ、ることをほとんどしなかった。けれども彼はこの間に、議政を機能させる条件としての国民の実践についての思索を深め、自ら同志を結集してその「稽古」を重ねた。またこの時期を通じて福沢は、彼の議政の理論の原型を發展させ、

それは同時代の日本においておそらく最も深くまた独創的な議政構想となった。小論は、このような福沢の議政理解を、同時代における公議輿論・公議政体の動向と対比しつつ検討するところみである。まず、前史として公議所開設の頃までを概観することから始める。

福沢は、幕末から明治初年にかけて、西欧特に英国の議政の理解について、え難い機会に恵まれ、また一貫して力を注いだ者の一人だった。彼が加わった一八六二（文久二年）の幕府の遣欧使節団は、大規模な調査の任務を与えられ、「各国政事学政軍制」はその最重要事項だった。福沢は、調査の公式の報告を分担したほか、自ら『西洋事情』（初編、外編、二編）を刊行した。一八六九（明治二）年に刊行した『英国議事院談』も、このヨーロッパ行の際に買いととのえた書籍類をもとに訳述された。周知のようにこれらの著作とくに『西洋事情』は、明治新政府の公議輿論路線に大きな影響をおよぼした。一連のいちじるしい例をあげれば、一八六八（明治元）年、新政府最初の「constitution」として政体書が起草された時、二冊の漢訳書『聯邦志略』『万国公法』の他に参照された、唯一の日本人の著作は『西洋事情』だった。^②この年新政府が福沢に繰り返し出仕を命じたのにも、加藤弘之らとともに公議輿論制度の取調を担当させる意図があつたのではなからうか。^③

政体書を具体化すべく公議所開設が決定すると福沢は、紀州藩公議人の求めを受けて、英国議會制度を紹介するため『英国議事院談』を突貫作業で訳述刊行した（一八六九＝明治二＝年三月）。廃藩置県の前夜、一八七一（明治四）年七月、「政府の基立確定」を急ぐ木戸孝允の主導によって開かれた、制度取調會議での基本用語は、『西洋事情』のそれを踏襲していた。^④廃藩置県の大変革によって新設された左院が「国会議院規則」を起草した時、御訳外国人デュー・ブスケの著作とともに参照されたのも『英国議事院談』だった。^⑤

だが、以上のいちじるしい事実の反面、幕臣福沢の西欧議政論は、明治新政権の成立までは、幕府統治の現実政治

の水面に浮上するまでにはいたらなかった。幕政改革を意図して文久遣欧使節団を派遣した水野忠徳らは失脚し、使節団の公式報告は日の目を見なかった。福沢自身幕藩体制の「御変革」のために『西洋事情』をもって幕府要路や藩の開明派に熱心に働きかけたが、これも現実政治に反映するにはいたらなかった^⑥。周知のように、横井小楠の、門閥身分秩序の枠をのりこえた「講習討論」の経験にもとづく構想は、松平慶永と越前藩という政治勢力と結びついて公議輿論路線として展開しえた。また、後述するように、大久保忠寛という有力な政治的パトロンを得た加藤弘之・西周らの議会議論は、幕府倒壊前夜に公議所として具体化した。彼らに比べて福沢は、幕閣をめぐる政治の中で、周辺におかれた無力な存在でしかなかったのである。

そればかりでなく福沢は、幕末政治に浮上して来るさまざまな公議輿論路線にきわめて批判的だったようである。慶応二（一八六九）年段階の「大名同盟」的列藩會議論をきびしく斥け（一八六六―慶応二一年一月七日、福沢英之助宛書簡、17・31^⑦）、薩土盟約を背景とした大政奉還・王政復古のもとでの議會構想についても（一八六七―慶応三一年二月一日福沢英之助宛書簡、17・45）否定的だった。さらに、福沢の議會政観と公議輿論路線に対する態度との特質を理解する手がかりとして重要なのは、倒壊前夜の危機の中で幕政の中枢に、追討軍に対する強硬主戦派主導のもとに設けられた公議所だった。周知のように公議所組織への一方の推進力は加藤弘之・津田眞道・神田孝平ら開成所教官グループである。幕府支配の危機を乗り越えるための幕政改革案として、彼らはそれぞれに西欧型議會制導入の構想を発表していた（加藤「隣草」、津田「日本総制度関東領制度」など）。西周は將軍徳川慶喜の英國議會政についての下問に答えて「議題草案」を奉ったが、その中で議會の内実をなす會議とすることがらが、いかに実行困難であるかについて、鋭い具体的な指摘をしていた。

「會議と申者は人衆集會之上二而、固より混雜も生シ易ク、動もすれば人々其趣意存分をも盡候事難相成、遂ニは首として論候

主意も、佗之論ニ轉移シ却而未を以テ本を傷ひ候事、得而は有勝之義ニ有之、猶又辯舌不巧學問不博者は、餘人ニ被壓候而立候主意を述候機會無之、終日含糊ニ而終ニ至リ、不本意ながらも無餘議同意致候様之不都合差起リ、遂ニ議論纏兼候而人々退而後言致シ、會議も崩候者ニ有之候得は、右様混亂無之様終始其條理も遂候而、人々甘服之上決定ニ相成候事、一大肝要ニ可有之奉存候^⑧」

西は、このような実践上の困難を解決する方法として「會議之仕法」を立てることを説いた。それは、ほとんどが西歐議會の機構や議事手続の引き写しに終始した、幕末・明治初年の公議政体論の中で、「會議」の実践から制度を考えるという問題の立て方において、異彩を放っていた。開成所を基盤とする彼らの強い働きかけで、一八六八（慶応元）年一月二五日に、加藤・津田・西が目付に拔擢の上、公議所御用取扱を命じられ、同月二七日の公議所開設にそなえて、加藤の「會議法則之愚案」、神田の「會議法則案」が起草された^⑨。福沢は、やがて公議所に結集するこの開成所教官グループの強硬主戦派の動向をよく知った上で批判的だったのだろう、「福翁自伝」には、開成所の會議の意を体して將軍に決戦の上申をしようとする加藤弘之の姿が、昨日のことに鮮かに、冷笑的な態度で描き出されている（7・152）。

幕府公議所に結集した開成所教官の主力は、明治新政権の成立とともに一転して、その公議政体創出に動員された。神田孝平は江戸開城を迎えると直ちに、四月二七日、江戸市中改革仕方を発表して、平民による「總代會議の法」を導入して自治行政を行うことを提唱した。神田は、九月には、森有礼らとともに公議輿論制度立案のための議事体裁取調御用掛の一人に任命され、一〇月には加藤弘之も政体律令取調御用掛に任じられてこれに合流した。福沢諭吉が何回目かの御用召が来たのを手を尽くして辞退したのはこれと同じ頃である（一八六九〥明治二〥年二月二日松山棟庵宛書簡、17・65^⑩）。そして三月七日開院した公議所では副議長神田孝平をはじめ、加藤・津田眞道らが文明開化路線に立つ議案をさかんに提案したのである。

福沢はこの間、議政政についてどのような理解をしていたのだろうか。それを明らかにすることによって、福沢が同時期の公議輿論路線に、どのような態度をなせとったかにも、いくらか示唆がえられるだろう。『福翁自伝』で告白されるように、また文久のヨーロッパ行の手記や公式報告の記述にも残されているように、はじめてヨーロッパの議會を見聞した福沢にとつてそれは全て理解をこえる制度だった。最初議會は、他の官庁と同じ一つの官庁としてうけとめられたようである。そしてその官庁についての混乱した理解の中でただ一つ明瞭なのは、この官庁の役人が身分や門地にかわりなく選挙によつて登用されるという事実だった。このように混乱した直接見聞の議會像は、『西洋事情』にいたると、『西洋事情』以前から広く読まれた『海国図志』など、欧米人の著作の漢訳書に現われた議會像をはるかにしのぐまでに正確になっていた。『西洋事情』全編を通じて各国「議事院」のうちの「一」下院は、身分門地にかかわらず「名代人」を選び、国法を評議する會議体として理解されるにいたつた。なかでも最も詳しいのは英國議政の紹介である。「リッピンコット地理書」(『西洋事情』初編、1・370—372)、「チャンプル氏所撰の經濟書」(同外編、1・430—432)に拠つたそれには共通するある傾向があつた。そのような英國議政の理解の傾向を集約した形で示したのが『英國議事院談』の例言である。それは「ビール氏の英國誌」¹⁵と、「ブラックキーストン氏の英律」¹⁶にもとづいていたが、この「ブラックキーストン氏の英律」(「ブラックキーストンの『英法釈義』のおそらく簡約学生版」¹⁶)こそがリッピンコット・チェンバース・ビールらに共通する傾向の原型を打ち出したのだつた。

『英國議事院談』は、その「例言」にのべられるように「ブランド氏著の學術韻府」¹⁷のparliamentの項のほぼ全文の忠実な翻訳である。しかしそれに付されたビールやブラックキーストンを引く短い「例言」は、福沢が英國の議政政および議政政論について、ブランドの辞典の忠実な翻訳者以上の、主体的な深い理解に達していることを示していた。

「ピール氏の英國誌に云ふ。英政の他に超越する所は、三種の政體を合して其調劑宜しきを得るが故なり。三種とは何ぞや。衆庶會議（貴族會議を君上專權、是なり。往古羅馬の世に卓識の政談家ありて、既に茲に着眼し、此三種の政體を合しなば始めて美政を見るべしとの説を唱へり。然れども其論、當日の風に叶はず、人皆之れを妄誕と爲せしが、千百年の後、英國の政體に於て始めて其實際を見得たり。ブラックストン氏の説に云ふあり。衆庶會議は國法の旨意を立て其方向を定むるに可なり。貴族會議は其旨意を達する所の術を工夫するに可なり。君上專權は其術を實地に施すに可なり。唯衆庶會議の政は、動もすれば其策略愚に屬して且之れを施行するに威權なし。然れども其志す所は真正にして常に報國の心を存せり。貴族會議の政は智略に富めりと雖ども廉恥の義に乏しく、且其威權は君上專權の政に及ばざること遠し。君上專權の政は威權赫々として盛強、議政の權と爲政の權とを合して一手に其柄を握れるものなれば、恰も政府の脈絡を綴り其神經を縫合するが如し。然れども其強威を逞ふして漫に方嚮を誤り、之れを抑制するもの無きときは危害亦恐る可しと。蓋し英國の政體は此三者を兼有して鼎立の勢を成し、齊整調劑の方、其中を得、以て萬國に卓越して太平を歌ふものと云ふべし。」（2・492）

福沢がここに引いたのは、ブラックストンの、『英法釈義』の中で、英國政治を支配する独一無比の議會政についての理論を述べる部分のさわりである。福沢は、ブラックストンの、同時代で最も立ち入ったしかなかなり晦渋な説明から、混合政体および相互抑制と均衡という原理を的確に読みとつていえるといえよう。福沢の、英國議會政理解において、「衆庶會議」と「貴族會議」は、本来的に君主の強い執行權を前提とし、それが方向を誤まつたり圧制に転じるのを「抑制」する機能を期待されていた。後に見るように、この「抑制」の原理はやがて「平均」というキーワードに結晶し、福沢の政治社会論のかなめにまでなるのである。

しかも福沢は、『英國議事院談』に先立つ『西洋事情』の段階において、この「抑制」を、政治社会の構成原理として、議會における君主・貴族院・庶民院の「鼎立」「抑制」という範圍にとどまらぬ、古い伝統に根ざした、全社会にわたることがらとしてとらえていた。福沢はすでにヨーロッパ諸国の政治、軍事、産業、学芸、社会福祉等を実地調査する中で、それらの技術水準やサービスに驚くだけでなく、それが誰によつて、いかに運営されているかに注目していた。福

沢が発見したのは、国民社会の公共的なことながら、学芸や産業から軍事にいたるまで市民の自治的自発的結社「社中」——によって担われているという事実だった。⁽²⁰⁾この事実は『西洋事情』の全編にわたって丹念に記述された。『西洋事情』ではそれだけでなく、このような自発的結社が政治社会の構成原理にかかわることからとしてとらえられていた。

「諸國にて古風舊例より良法の生ずること甚多く、就中人の職分を異にするに従て黨類を分つる風習は、世の爲めに大に益あり。其一類の内には、自から一種の權を具へて政府過分の威力を稍々抑制し、恰も政府中に一の小政府を起したる姿にて、國民の保護を爲すこと少なからず」(1・428)

「右の如く市民の會同處々に起りて自から獨立の體裁を成し、以て世上交際の基本を開き、天下の益を爲すこと少なからず。市民の私に同盟するものは、一國の費を爲さずして公事を處置し、毎社毎會各々一局の中心と爲りて、同心戮力以て國の制度を保護するが故に、不意の騷亂を防ぐに足れり」(1・429)

二つの文章は、『西洋事情』外編卷之二のうち、チェンバーズ社の『政治経済学』を引いた部分である。⁽²¹⁾「市民の會同」がそれぞれに自己立法と自治によって独立して政府の權力を「抑制」する姿がよくとらえられているといえよう。興味深いのは、前者が正確な訳であるのに対し、後者は原文から微妙にずれていることである。福沢は後者の「市民の會同」の原文が全国各地の自治都市「municipal corporations」についてのべているのに、それを「市民の會同」と訳した上「市民の私に同盟するもの」という原文にないパラフレーズをすることによって、市民の自発的結社一般にかかわることがらに拡張しているようである。このようなずれが生じた一つの原因は、福沢が、ビクトリア期英国の voluntarism 最盛時の現実に強い印象を受けて、それが西洋の政治社会原理についての記述の中に、無意識のうちに投影されたからではなからうか。

福沢の混合政体・抑制均衡原理の理解は、それだけで幕府倒壊・新政権成立前後のさまざまな公議政体論における英国議会制理解の水準をはるかに抜いていた。さらに福沢は、議会における王権・貴族院・庶民院相互間だけでなく、同

じ「抑制」の原理において、政治社会における自治的団体の政府に対する機能をもとらえた。議会政と政治社会全体とをあわせたこのような理解は、福沢の国民国家形成の構想の基礎となった。福沢はそればかりでなく、『西洋事情』外編を脱稿する頃、自ら「相與に謀つて」、「社中」としての慶応義塾を創設した。加藤弘之らが開成所や幕閣の公議所で、幕府追討軍に徹底抗戦を唱えて、体をなさず明確な結論を出せない激論を繰返していた時、福沢は、「社中」同志の討論によつて新しい塾を創めていたのである。

しかし新政府の公議輿論路線は、廃藩置県前後を通じる政治的激動の中で後退していった。公議輿論制度の構築が再び政策目標としてとりあげられたのは、明治六年政変後の新政権の再編成過程の中においてである。しかも新政府のこのような路線は、やがて国会開設を要求する在野の民権派の運動によつて挑戦されるにいたった。福沢は、このような政治的状况の中で、政府の公議輿論路線とも、民権派の国会要求とも距離をおいた場で、日本に議会政を実現させる遠大な構想を深め、少数の同志とともにその第一歩を実践しはじめたのだった。先ず、一八七三（明治六）年頃から七六（明治九）年頃まで、公議輿論路線の展開を概観し、その上でこの間の福沢の活動をたどつてみよう。

公議所から集議院へと地位が低下してゆく公議輿論制度にとどめをさすように、廃藩置県が強行された後、公議輿論の制度として左院が設けられた。左院の「国会議院規則」起草に、福沢の『英国議事院談』が参照されたことはすでに述べた。その左院もやがて開店休業的状态におこまれた。むしろそれにかわつて、それまでの公議輿論制度のバリエーションとも言える地方官会議や地方民会制度が大蔵省の地方官会同（一八七三〇明治六〇年四月）や、左院起草と思われる⁽²²⁾地方官会議のための「議院憲法」・「議院規則」（一八七四〇明治七〇年五月二日、第五十八号達）の形に結実し、また全国各地の府県や大区小区レベルの民会が活潑化した。大蔵省地方官会同のために制定された「議事章程」は、全編二三

節、一四七章、英国下院の議事規則を訳したもので、左院の「議院憲法」一三條・「議院規則」二五則と並んで、その後の公議輿論構想の中で生れた議事規則として群を抜いていた。また地方民会組織の動きに先鞭をつけた一人は、兵庫県令神田孝平であり、彼が定めた兵庫県民会規則は、当時の同類の民会規則の中で最もよくまとまったものの一つだった。

公議輿論路線が新政府の基本政策として再び浮揚して来るのは、明治六年政変後の政権再編成の努力の中でだった。一八七四（明治七）年一月には、下野参議の民撰議院設立建白が提出され、これに対し政府側は、五月、「議院憲法」を公けにして、地方長官の会議を創設し、やがて「全国人民ノ代議人ヲ召集」して立法にあたらせるといふ構想を示した。翌七五年には、大阪会議をうけていわゆる漸次立憲政体の詔書が出され、四月二五日には元老院が設けられ、また六月から七月にかけて初めて地方官会議が開かれて、地方民会が議論の中心となった。こうした状況の中で政府内の公議輿論派と福沢の間には相互に接近の動きが現れた。一八七三（明治六）年、その指導者木戸孝允が米歐廻覧から帰国すると福沢と木戸の間には緊密な交渉が生れた。この年二月には、福沢の友人寺島宗則とともに政体取調掛として、立憲制への移行を検討していた伊藤博文は、福沢をこの掛に加えることを提案するにいたった⁽²⁵⁾。この提案は実現しなかったが、大阪会議後の一八七五（明治八）年九月には、福沢を文部卿にすえるという政府改造案が構想された⁽²⁶⁾。これらはどちらも日の目を見なかったが、少なくとも一八七六（明治九）年春ころまで、福沢と木戸の交渉には、かなり深いものがあったようである。

福沢は、このような公議輿論路線の展開を基本的に支持した。大阪会議後の木戸派Ⅱ民権派の公議政体再構築の方向についても（一八七五―明治八）年四月二九日、富田鉄之助宛書簡、17・183～184、その具体化としての地方官会議についても（一八七五年九月八日、高木三郎宛書簡、17・187）、試行錯誤を経ながら、いずれは立憲政体を実現することを期待した。

漸次立憲政体の詔勅直後の明六社の会合では、前年以来の民撰議院・民会尚早論を強硬に主張する加藤弘および森有礼、とくに加藤を批判して激しい論争を行ない、ただちに筆をとって、「国権可分之説」、「案外論」によって「議論の場所を作」ることを「今日の急務」(19・536、537)とする持説を展開した。しかし福沢は、政府の現状については、それが掲げる立憲政体の理念と逆行している、「専制」という現状をきびしく批判した(たとえば「学問のすゝめ」四編3・49〜50)。また下野参議によって始められた民撰議院設立要求の運動に対しても、きわめて批判的だった⁽²⁹⁾。

福沢は、新政府の公議輿論路線と在野の民撰議院設立要求の両者を視野に入れながら、どちらにも距離をおき、少数の同志を結集して独自の活動を始めた。廃藩置県の大変革に歓喜した福沢は、日本における人権宣言とも言うべき『学問のすゝめ』初編を著して人民に訴えたが、一八七三(明治六)年末から翌年始めにかけて『学問のすゝめ』第二編から第七編までを続けざまに刊行し、国民国家の構想を打ち出した。さらに七四年春からはば一年、執筆活動のほとんど全力を注いで『文明論之概略』を書きおろし、世界の文明史の光のもとに、日本における国民国家形成の行程を示した。しかしこれらいずれにおいても、かつての『英国議事院談』のように議会の制度論を正面から論じることは全くなかった。これらの著作に通じる一つの主題は、演説と討論、別な角度からいえばレトリックとディアレクティクへの強い関心だった。これと併行して七三年頃からは同志とともに演説討論の練習を始め、この年か翌年には「會議辨」を刊行した。民撰議院設立建白に反対しながら左院議官となった加藤弘之が、漸次立憲政体の詔勅の後には民会尚早論を主張しながら元老院議官となった時、福沢は、慶応義塾「社中」の同志とともに、三田の山上に立籠って演説・討論事始めにのり出し、著述によって全国に訴えようとつとめたのである。以下その活動のあとを概観したい。

福沢たち同志が演説の練習にのりだしたのは、「明治六年春夏の頃」から翌年早々にかけてのことであり(福澤全集緒言」1・54、「三田演説第百回の記」4・470)、その企てと「會議辨」の訳述とは結びついていた。この年改訂された慶応義

塾のカリキュラムでも、「本等」最終学期にあたる、第四年第三期の五科目の一つに、「キッド プリンシプルス、ラフ、エロクインズ」が予定された。⁽³¹⁾

七四（明治七）年、一月に民撰議院設立建白が提出された翌二月には、それまで毎月一回第二日曜の演説練習の会合を隔週日曜に倍増し、いずれ何らかの議会が開設されたあかつきには、義塾社中が弁論の能力で他を圧することを期した（一八七四＝明治七）年二月三日、荏田平五郎宛書簡、17・164。⁽³²⁾

六月七日には、福沢が演説のとおり原稿を予め印刷した上で演説。「この集合も昨年から思立た」が「とかく其規律もたゞあまり益もないやうで、このあひだまでも其当日には人は集ると申すばかり、……初めから西洋風の演説を稽古して見たいと云ふ趣意であった。ところが何分日本の言葉は、獨りで言葉を述べるに不都合で、演説の体裁ができずに、これまでも當惑したことでござりました」（『福澤全集緒言』1・56）と、創始の苦心から説き起した。

同六月二十七日、社中一四人で三田演説会を発会。「欧州に行はるところのデベイチングソサイエティに倣ひ」、週一回の集会をたゆまず続け、発足当初は「討論会を活発にやつて、その合ひ間に演説会を催すというふう」だった。⁽³³⁾『福沢論吉伝』第二巻や『慶応義塾百年史』上巻には、当時の同志の演説討論の練習の苦心の様子が記されているが、このほか、福沢が文明開化の世潮に乗って、講談の新しいスタイルを工夫した松林伯圓について辨舌を習ったというエピソードもこの頃のことだろう。⁽³⁴⁾

演説の「新法を日本国中に弘め」るのが慶応義塾同志の願望だったが、明六社の同人すら始めはこれに懐疑的だった。福沢が、「一策を按じ」、後述する彼独特の表現をかりれば、同人を「籠絡」して、演説を実演して傾聴させた次第は、「福澤全集緒言」にくわしい（1・59）。これ以後演説は明六社の活動の柱となった。

一八七五（明治八）年五月一日、三田演説館開館。これ以後演説会は公開され、毎月二度の集会を続けた。

一八七六（明治九）年、三月一八日以降、討論はなくなり演説だけとなった（「三田演説会に関するメモ」21・400、なお『慶応義塾百年史』上巻、六三七、六七二頁）。他方、福沢は慶応義塾の学生に働きかけて、演説の団体、協議社が組織された。慶応義塾における演説討論の稽古はこの頃変り始めた。それは福沢の日本における議会議政実現の構想における変化の始まりと併行していたのである。

この時期を通じて福沢は、議政についてどのような理解をしていただろうか。既にのべたように彼は、議政についてその制度について正面から論じることが全くなかったけれども、逆に議政についての問いは、この間に著された著作の多様な文脈の随所にいわばちりばめられていた。『学問のすゝめ』のいくつかの編、『文明論之概略』、『人の説を咎む可らざるの論』（『民間雑誌』）、「国権可分の説」（『民間雑誌』）、「覚書」など。とりわけ『会議辨』は、西洋の討論や議事手続のマニユアルに拠りながら、議会だけでなくあらゆる集会の活動を支える原理としての討論に目を向けたし、²⁶『文明論之概略』は、全編を討論・ディアレクティクへの関心が貫いていた。『文明論之概略』は、一面から言えば、その全体が「異説争論」の「紛擾雑駁」の中に討論が成り立つにいたるプロセスを示していたとさえいえよう。これらを素材として、この時期における福沢の議政理解をさぐって見たい。それはまた、福沢が、この時期における新政府の公議輿論路線や民撰議院要求の運動に対しても手がかりを与えるだろう。

一八七三（明治六）年から七六年ころにかけて、福沢の議政理解は、すでに見た『英国議事院談』の執筆の頃までのそれから、基本的な枠組を維持しながら、さらに豊かに発展した。そしてそのような発展を促した主体的・思想的な契機は、この頃福沢が、直接・間接に議政を論じた西欧のすぐれた文献に出会って受けた思想的な衝撃だった。これについては既に別稿で論じたが、²⁷主な著作をあげれば——『会議辨』のもとになったロートンやカッシング、パルグレーヴらの議事手続のマニユアル、²⁸J・S・ミルの『代議政治論』、『自由論』、ギゾーの『ヨーロッパ文明史』（あるいは同じ

著者の『ヨーロッパ代議政治の起源史』も?)。スペンサーの『第一原理』——などである。

第一に、議會を、政府に対する抑制均衡の機能でとらえるという思想は、それ以前から一貫している。「民庶會議は以て政府の過強を平均す可し」(『文明論之概略』第七章、4・133)。「近世に至り英佛其他の國々に於て、中等の人民……議院等に在て論說の喧しきものあるも、唯政府の權を争ふて小民を壓制するの力を貧らんとするに非ず、自から自分の地位の利を全ふして他人の壓制を壓制せんがために勉強するの趣意のみ」(同前、第九章4・155)。「代議政」の——「極意は之をして他の妨を為さしむるのみ。自由は不自由より生ずるものなり」(『覚書』、7・670)。「数年後の反省總括のうち、府(一政府)と會(一国会)と相對峙して、朝野の政權を限るの分界とする」(『国会論』5・86)という表現は、これをうけるものといえよう。

この場合の「平均」「妨げ」「対峙」は、言うまでもなく政府の「過強」に対する抑制であつた。福沢は新政府の「專政」に反対し続けたが、そのことは新政府が眞の意味で強い政府として確立することを、彼が求め続けたことと表裏一体の關係にあつた。抑制機能を具体化する議會の具体的権限について福沢はほとんど論じなかつた。議會の立法權や予算・租稅審議權は当然のことと考えられていた。しかし、おそらく議會の「平均」機能を政府の機能の関数と考えていたからだろう、議會の権限について個別に具体的に論じることにはなかつた。はつきりしているのは、議會が政府に対する抑制の範圍をこえて、政府の本来の機能を妨げたり、議員が政府内に官職をえたりすることへの批判だつた。また議會の代表機能について、いいかえれば議員選出の性格や方法についても論じられることは全くなかつた。

これとともに注目し値するのは、福沢が、政府の「過強」に対する「平均」の機能を議會に限らなかつたことである。既に見たように福沢は、早くから、英國政治の根本原理を政府に対する「平均」としてとらえ、その担い手を、議會だけでなく、非政治的領域における多様な自治団体にも求めていた。おそらくこのような思想が発展したのであろう、

この時期には、政府と人民全体の力の「平均」という思想が現われる（『学問のすゝめ』第四編など）。議会は、この政府と人民との平均における、重要なしかし多くの中の一つの制度でしかなかった。そして議会とともに「平均」を担う他の「私立」の自発的集団についての思想は、この時期を通じてさらに発展したのである。

第二。議会の活動の本質について、この時期に初めて現われたのは、討論と言論の自由という思想である。それはおそらく直接にはロートンその他の議事手続のマニユアルに触発され、ミルの『自由論』やギゾーの『ヨーロッパ文明史』等によって思想的根柢を深められたのだろう。さらに代議制をあらゆる形の絶対的権力への批判としてとらえ、その本質を討論と公開性と、出版の自由に見出した、同じギゾーの『ヨーロッパ代議政治の起源史』にも影響を受けているかもしれない。⁽⁴⁾そして福沢は、議政における討論についても、政府に対する議会、政府に対する自治的団体の関係におけると同じ「平均」という原理からとらえていた。福沢において、諸力の拮抗と「平均」は、議政の政治社会像を裏づける根本原理だった。⁽⁴⁾しかし討論は小論全体の主題なので、後に立ちいつて検討することにした。

第三。福沢はまた、この時期から議会の機能を人民全体の「習慣」や「気風」との相互作用においてとらえるようになった。一方では議会という制度が、その固有の機能を發揮するための前提条件として、人民の政治文化に注目するようになった。他方、同時に、議会が人民の政治文化に働きかけてそれを変えてゆく作用に着目するにいたった。例えば、福沢が明六社同人、特に加藤弘之の公議輿論制度尚早説を批判したのは、「國權を平均して、政府と人民と相半」するためには、「雙方に分れて互に相制するの法」を設けることが必要であり、そのような制度によって「約束を守り、事を議するの習慣を養ひ成す」（『國權可分の説』19・537）ことを期待したからだった。そして「習慣」を育てるには長い時間を必要とするから、それに着手するに尚早はないと考えられたのだった。

議会の機能の前提条件とその作用・効用についてのこのような思想は、ミルの『代議政治論』の主題からの影響を受

けたか、少なくともそれと共鳴しあうものだった。周知のように『代議政治論』では、一方では、議会の異なる文化への移植の可能性という問題を視野に入れて、人民のさまざまな状態への議会の適合性を論じ、他方では、議会が国民の性格の改善にどれだけ寄与するか、その影響に注目していた。書込みが多かったといわれる『代議政治論』の福沢手沢本は失なわれたから、彼がこの本をどのように読んだか包括的に検討することは出来ないが、『文明論之概略』執筆のためにこの本を参照したことは『概略』の記述自体から明らかであり、とりわけ議政を他の国民、他の政治文化に移植する可能性や条件に関心を注いだミルの議論が、福沢の心をとらえたことは、大いにありえたのではなからうか。たとえば、『文明論之概略』と併行して書かれた『学問のすゝめ』十三編（二八七四『明治七一年二月刊行』）の「怨望」批判。福沢はここで「民撰議院の説」も「出版自由の論」も、「嫉妬の念を絶て相競ふの勇気を勵まし……滿天下の人をして自業自得ならしめんとするの趣意なる可し」(3・113)とのべる。この箇所は『代議政治論』第三章中の、政府の形態が国民の能力や性格の改善をどれだけ促進するかという主題を論じる文脈で、「嫉妬（—envy）が国民的性格の一特徴としてはぐくまれる」とし、「人類のうちでもっとも嫉妬心が強いのは東洋人である」とのべた行論によく似ているのである。⁴²

議政の本質や機能をこのようにとらえていたとすれば、福沢が公議輿論をかかげる新政府の現実や民撰議院設立の運動に批判だった背景も容易に理解することが出来る。第一に、政府にせよ在野民権派にせよ、いかに公議政体をうたい、民撰議員を要求しようとも「説を述ぶるの法」（『学問のすゝめ』十二編、3・102）を知らず、「集會談話の體裁」（『會議辨』総論、3・65）が成立せぬ限り、とうてい実現不可能である。それどころか現在の政府が一国の智者を集めながら、政府として行うところは前後撞着、「専制」はその「本色」ではないのに専制におちいつている（『國權可分の説』19・53）。個人としての智者が集まっては愚人の事を行うのを、福沢は「衆智者結合の變性」と名づけた。これも、長い「無議の習慣」ゆえに「衆議の法」を知らぬからだった（『学問のすゝめ』四編、3・50〜51、『文明論之概略』第五章、4・77〜80）。

こういう條件のもとでは議院の席でも、予め書いた文書を読上げたあととは、議論が出来ず、引下つて再び筆をとる「筆談の集會」にならざるをえず、「とても民選議院も官選議院も出来ませぬまい」（「福澤全集緒言」1・58）。福沢のこのような指摘は、彼とその同志の演説討論事始の苦心を反映していたように思われる。それはまた、新政府の公議輿論路線の下で生れたさまざまな会議体の実態をも衡していた。幕末から明治初年にかけてのさまざまな公議輿論的会議は、激しい政治的抗争の中での戦術としてとりあげられた。したがって、それが実現した時には、たとえば横井小楠の「講習討論」の思想や、西周の「議題草案」に現われたような、討論・会議の本質や、それを成り立たせることの難しさについての自覚、いわば会議の「精神」は、容易に失われてしまった。こうした、会議の外形が「精神」を置き去りにする傾向は、逆説的にも、西欧の議会制度についての情報が詳しくなり、議事手続のマニユアル類が流入し、次々に翻訳されるにつれ加速した。

すでに見たような新政府の「議院憲法」・「議院規則」や大蔵省の「議事章程」を頂点とする政府の会議体の規則にいちじるしいのは、議事規則を詳しくして、会衆の議論を、議長の権限によりまた紀律や礼儀の名において外側からことごとくに規制する傾向であり、発議や討議に、書面によることを要件にする傾向だった。福沢は、「文明の外形はこれを取るに易く基精神はこれを求むるに難し」として、「我日本にても鉄橋石室は既に成りて政法の改革は未だ行はれ難く国民の會議も遽に行はれざる可からざる由縁」（『文明論之概略』第二章、4・21）を衝いた。「會議」についても、會議の「精神」を理解し、実行することは、議事手続や規制という、「外形」を翻案するほどには、容易ではなかつたのである。

第二に、「政府と名る領分に一種の特権を握る」「専制」の傾向は、政府と議會と「雙方に分れて互に相制するの法」と、根本から対立するものだった。福沢は特に、このような傾向が有司擅政に対して民撰議院による政治参加を要求する在野の運動に潜んでいるのを鋭く嗅ぎつけ批判した。「民権を唱る学者が唯一心に民撰議院を企望すれども、若し此議

院が出来たらば、議院が權を恣にするやうになる可し。……今の民撰議院論は、人民の領分を広めんとするに非ずして、政府の權を分て共に弄ばんと欲するに過ぎず」（『覚書』、7・670）。これは直接にはスペンサーの『第一原理』の一節に触発された記述である。けれどもそれはさらに、ミルの『代議政治論』第四章「代議政治はどのような社会状態のもとにおいて適用しえないか」の一つの主題とも呼応していた。ミルは、そこで、「ある國民を代議政治にまつたく適合しないやうにしてしまうほどではないが、その國民が代議政治から十分な利益を収める力を致命的にそこねるような諸傾向」の中、特に注目すべきものとして、「他の人々の上に權力を行使したいという欲望」⁽⁴⁵⁾ 、「官職欲」をあげ、それを「自分自身の上に權力をふるわれるのを好まない性向」⁽⁴⁶⁾ と対比している。ミルはここで、フランスと英国の政治文化を対比しているのだが、前者はほとんどそのまま先に引いた「今の民撰議院論」にあてはまるのである。福沢は、『代議政治論』のこの部分を、おそらく「覚書」を記す以前に読んでおり、これに影響を受け、あるいは共感したのではなからうか。⁽⁴⁷⁾

第二節 演説・討論・籠絡——その理論と歴史的背景と

福沢はこのように、議會の本質を演説・討論に見出した。しかも議會における討論は、すでにいくらかふれたように、そして後に詳しく見るように、一国民全体になされる「習慣」としての演説・討論との相互促進的な関係でとらえられていた。このような意味で福沢は、日本における国民国家形成の当面の重要課題として、演説と討論の「始造」という課題にとりくんだのだった。福沢は、このような演説・討論事始の中で、演説や討論について、どのように考えたのだろうか。初めに、コミュニケーション一般についての、福沢の思想を概観する。その上で、問題を討論にしほつて、その本質、効用、それを成立たせるための方法についての福沢の思想を検討し、さらに福沢に討論を課題とすることを

迫り、また討論という新しいことがらの理解を準備した歴史的背景を見たい。^①

福沢が演説・討論というコミュニケーションの新しい方法に注目するにいたった背景には、人と人とのコミュニケーションにおける、話しことばによるコミュニケーションの意味の発見があった。それは、明六社同人をはじめとする啓蒙の知識人たちの中で、福沢を他にぬきんでさせた事情の一つだった。明六社の同人たちは共通して、国民国家形成のための言語改革に強い関心を抱いていた。しかしそれは、もっぱら文字や文体など、書きことばの平易化に限られていた。その中でほとんど福沢ひとりだけが、話しことばの領域にふみこんだ。「文字に記して意を通ずるは、より有力なるものにして……等閑にす可らざるは無論なれども、近く人に接して直に我思ふ所を人に知らしむるには、言葉の外に有力なるものなし」(「学問のすゝめ」十七編、3・14)、「演説を以て事を述べれば其事柄の大切なると否とは姑く擱き、唯口上を以て述るの際に自から味を生ずるものなり。譬へば文章に記せばさまで意味なき事にも、言葉を以て述べればこれを了解すること易くして人を感じしむるものあり」(「学問のすゝめ」十二編、3・102)といい、「いつたい学問の趣意は……第一がはなし」(明治七年六月七日集会の演説「1・56」として、コミュニケーションにおける書きことば優位の伝統をひっくり返し、学問の基礎を、本読みから口頭の相互コミュニケーションに転換した。

そのことは、おそらく福沢の書きことばにも影響した。^②「漢文を台にしたる文章」を理解し易くするのに限界があることを意識した福沢は、文章をわかり易くするために「あえて漢文社會の靈場を犯して其文法を紊亂し」た(「福澤全集緒言」1・6)。こうして新しい文体を創り出そうとする時、福沢が念頭においたのは、話しことばであり、寺小屋の手本として広く用いられた『江戸方角』(同前、1・37)や、眞宗教団の根本教義をもちこんでいながら、説法のすげれたテクストとして盛に語られた蓮如の御文章がモデルとされた^③。『江戸方角』をモデルとして、初めから朗誦されることを意図して著された『世界国尽』の盛行については、あらためて述べるまでもないだろう。しかしそれを別と

すれば、むしろ福沢には、加藤弘之の『眞政大意』（一八七〇＝明治三二年）や西周の『百一新論』（一八七四＝明治七二年）のような、「……でござる」を反復してたまたまかける一方向的な説教調の〈言文一致〉体や、加藤の『隣草』（一八六一＝文久元年）『交易問答』（一八六九＝明治二年）のような教化的な問答体⁴がないことがいちじるしい。

文明開化期を特徴づける加藤・西周らや、いわゆる開化本の言文一致体や問答体は、書きことばを、筆者が想定する、俗な話しことば・会話体のレベルにいわば引下すことによつて、難しい内容を理解しやすくさせようとするものだった。これに対して福沢は、話しことばを改革して引上げ、コミュニケーションの質を高めることを大きな課題としていた。そして、一見話しことばから隔った高度の議論文も、争点を特定し、特定の相手を予想して、つまり特定の場トポス⁵を想定して、彼らとの討論を念頭において著された。「親鸞上人が自ら肉食して肉食の男女を教化したるの輩に倣ひ」「世俗通用の俗文を以て世俗を文明に導く」⁵（『福沢全集緒言』1・8）のが文体についての方法だった。しかしそれは、文章を「俗文」のレベルにまで引下げることによつてわかり易くするといったテクニク以上のことを意味していた。

福沢は、高度の議論を展開する場合のキイ・コンセプトについても「学者の定めたる字義に拘らずして」、「天下一般の人心に従て字義を定」⁶（『文明論之概略』4・86、なお85をも参照）めるのが「確實」だとした。彼は、そこまで徹底して日常語をふまえ、「天下一般」共通の意識に内在しつつ、同時にそのキイ・コンセプトの日常語における定義を分析・批判することを通じて、共通意識を内側から変革しようとしたのである。

福沢はまた、説得の効果を増すのに用語や表現を易しくすることにたより、それにのみとらわれることがなかった。むしろ議論の展開の構造が明瞭になるようにつねに心がけた。そして対論を念頭においた文章は、直接に朗誦を意図しないものまでも、福沢独特のダイナミックでリズムに富む文体を生み出した。小論が対象とする時期にはまだ日本に速記術が生まれていず、福沢の話しことばのままの記録が残されていないから、福沢の演説や討論の実態を知ること

は難しい。しかし、以下、彼が話しことばによるコミュニケーションについて論じた文章を手がかりに、福沢の演説・討論とそれに関連するコミュニケーションについての思想を考えて見たい。

福沢にとつて、話しことばによるコミュニケーションの基本的なタイプは、福沢が苦心した訳語に従えば、「演説」と「討論」と——その原語はスピーチとディベート——だった(1・55)。

福沢の定義に従えば、演説とは、「大勢の人を會し」た「公衆」に「我思ふ所」を伝える(『福澤全集緒言』1・58、『学問のすゝめ』十二編、3・102)、つまり公衆に対して意見をのべる行為である。福沢自身、日本の歴史においては仏教の説法がこれに近いが、やはり「我國には古より其法あるを聞かず」(『学問のすゝめ』十二編、同前)とした。明六社の同人に演説の実習を提案する福沢に対して、英米経験が長い新帰朝者森有礼が、日本語は「談話應對に適するのみ」で、公衆に向かつて意見をのべるのは西洋語でなければ不可能だと強硬に反対したのは、ある意味で当然だったろう。福沢が森のような反対を押し切つて演説に成功したのは、日本語の歴史において革命的な出来事だった。しかし日本語による演説は、話しことばとしての日本語を改革し、その質を高めることによって初めて可能になったのだった。そしてそのこととは、福沢が、現在いわれる、ことばの本来の意味におけるレトリックの問題に深い関心をもっていることと関連していた。

「討論」は、福沢の語彙の中には「演説」ほどにも定着しなかつたようであり、同じことがらが他の多様なことばで表現された。またそれについての一義的な定義も見られないが、複数の人が集まった場での談話「集會談話」(『會議辨』總論)といえよう。演説が集会の場合の、一人から複数の他者への一方的なコミュニケーションであるのに対し、討論は、異なる意見の相互交渉、福沢のキイ・ワードでは、「智見」の「交易」、「異説爭論」がその本質だった。福沢は演説と同じく討論についても、日本の歴史にはかつてその例がないという。それでも演説については、それに近い行為をして仏教

の説法を引くことが出来たが、討論にはそれすら出来なかつたのである。討論については、小論全体の主題としてさらに詳しく検討することとして、ここでは、福沢のコミュニケーション論において、討論と結びついて重要な位置を占めるもう一つのキイ・コンセプト「籠絡」についてふれておきたい。

後述するように、福沢にとつて「異説争論」は「異説」の力が「伯仲」「平均」の状態にある時初めて可能になるものだった。それにもかかわらず彼は、社会において「智力」にはその「分量」によって強弱の差があり、それは「筋力」の差よりも甚しいと考えた。しかも彼によれば、「智力」の強者「智者」は、数では少数者であり、「智力」の弱者「愚民」——が多数をしめるのが通例だった。文明の進歩は、多数の「智力」の弱者によって「異端妄説」として迫害される少数の「智力」の強者の意見が、前者にうち勝つて「通論」に転じるダイナミズムの連続だった。この逆転のプロセスにおいて少数の「智者」は、多数愚民の政治的・社会的な力による圧迫に対して自己を守り、それを圧倒するためにこの力の力によるほかはない。このプロセスにおいて「異説争論」は、形の上では相互的でありながら、実質においては一方的な説得になる。福沢はこのようなコミュニケーションを「籠絡」や「誘導」というキイ・コンセプトで表現し、あるいは「坐を見て説くの方便」(『文明論之概略』4・101)などと称した。これは、政治学における操作・マニピュレーションの概念に、ほぼ対応するといえよう。『福翁自伝』を開けば、福沢が若い頃から、ほとんど本能のように強者・多数者を籠絡しつつ生きぬいた、その実例に事欠かない。しかも、ある時期から彼は、意識的に籠絡の方便を駆使するにいたつたように思われる。既に紹介したように福沢は、日本語では「西洋流のスピーチ」は出来ない^⑦と反対する明六社同人の頑強な抵抗を攻めあぐねた。その福沢が、「一策を按じて何氣なき風に發言し」(『福澤全集緒言』1・59)、知らず知らずに福沢の演説の始終を傾聴させたという事実を、晩年にいたつてなお生き生きと詳しく記しているのは、そのいちじるしい例だろう。概念としては別のことがらである討論と籠絡の区別は、事実においては、異説を抱いて対立する者

の間に討論を成立させるために籠絡を用い、また討論の中にも籠絡が入りこむという風に流動的だったようである。

最後になお一つ、討論と似たカテゴリーにふれておこう。それは小論が対象とする時期の終りに福沢の政治思想の中に現われ、十分には熟さず、従つてはつきりした表現も与えられていない。しかし福沢の議会政観において見落せないカテゴリーである。以上に見たように、福沢は演説も討論も、もっぱら意見の伝達、意見の争論としてとらえていた。しかし福沢はさらに一八七五（明治八）年頃から、文明化する社会における利益意識の発展と利益の分化・対立という問題に注目するにいたつた。彼にとって、自己利益追求がもたらす秩序の解体をどのようにして克服するかが緊急の課題になったのである。福沢はこれを二つの側面から考えた。一つは、目先の利益への拘束をこえて長期に「平均」して最大の利益を獲得する時間の視野の拡大であり、他は他者の利益との両立を考慮に入れる社会的視野の拡大であり、両者は結合していると考えられた。福沢は、やがておそらくトクビルの『アメリカのデモクラシー』の影響をも受けながら、人民における「公私の利害合して一に歸する」（「分権論」4・27）ための制度として地方議会における政治参加を構想するにいたつた。福沢のこのような構想に従えば、議会の議論の核心をなすのは、意見の争いではなく、異なる利益の交渉（交渉）ということになる。交渉の問題に立ち入ることは、小論の範囲をこえるが、福沢における討論という問題の輪郭をとらえるために瞥見した。

福沢は、討論という行為について、さまざまな表現を用いた。たとえば「集會談話」（『會議辨』）、「集議」（『衆議』）、「文明論之概略」第五章等。また、三田演説会の会合の中、今日の討論会に当るものは弁論会と呼ばれていた。また、これら多様なことが示す対象も多様だった。それは、共同の実行を前提とする共通意志―合意形成のための討論から、客観的な眞実の発見のための討論までを含んでいた。またそれは、特定のメンバーの「会席」における討論にとどまらなかった。福沢は西欧社会における世論を、演説会や新聞のそれをも含めた多数の討論の合流としてとらえた。このような用語の

バラツキや、その対象の広さは、福沢における討論についての思想の未成熟を反映するように思われるが、それにもかかわらず、討論の種々の形態に通じる根本的な原理についての福沢の思想の骨格をうかがうことが出来るのである。以下、それを討論の本質についての福沢の観念から始めて、順に探つてゆきたい。

福沢の討論の本質についての観念を最もよく示す表現は「智見」の「交易」(『会議辨』總論、「学問のすゝめ」十二編)と、「異説争論」である。「学問のすゝめ」十五編の一節は、討論としての「異説争論」の本質を生き生きと描き出している。

「一議隨て出れば一説隨て之を駁し、異説争論其極る所を知る可らず。……異説争論の際に事物の眞理を求るは、猶逆風に向て舟を行るが如し。其舟路を右にし又これを左にし、浪に激し風に逆ひ、數十里の海を經過するも、其直達の路を計れば進むこと僅に三、五里に過ぎず。航海には屢順風の便ありと雖ども、人事に於ては決して是れなし。人事の進歩して眞理に達するの路は、唯異説争論の際にまぎるの一法あるのみ。而して其説論の生ずる源は疑の一點に在て存するものなり。」(3・124)

「人と智見を交易し」では、討論の本質は市場における交換のメタファでとらえられていた。ここではそれは、「まぎる」という帆船の難しい操法のメタファで表現されている。「まぎる」——間切る——は、風を左右両舷に交互に受けるようにして逆風をジグザグに横切りながら、風上に向かって進む走法である。ここでは、福沢たちがなじんだ帆船の操法のイメージをかりて、「疑」を原動力とした、討論の弁証法としての側面が見事にとらえられている。

福沢によれば、「異説争論」は、異説の力が拮抗状態にある時初めて可能になる。「凡物の力量略相敵せざれば争論は起る可らず。牛と猫と闘ふたるを見ず、力士と小兒争ふたるを聞かず。争闘の起るは必ず其力、伯仲の間に在るものなり」(『文明論之概略』第六章4・106)。二つの相対立する思想が「互に平均して其間に餘地を遣し、聊かにも思想の運動を許し……」(同前、第二章、4・26)というのもそれに関連しているといえよう。このように、異説の「伯仲」「平均」状

態においてのみ可能になる「異説争論」においては、勝敗もまた僅かの差によるもので、きわめて不安定である。「此は彼に勝ち彼は此を排し、始て相接して立所に敗するものあり、久しく互に屹立して勝敗決せざるものあり。千磨百鍊、僅に一時の異説を壓し得たるものを國論衆説と名るのみ。是れ即ち新聞紙演舌會の盛にして衆口の喧しき所以なり」(同前、第五章、4・70、傍点、松沢)。「異説争論」がこのように「其極る所を知る可」らざる、聞かれたプロセスであり、永久運動的なものであるから、「他人の説を我範圍の内に籠絡して天下の議論を畫一ならしめ」(同前、第一章、4・15)ることがきびしく批判された。

討論をこのように弁証法的な、しかも完結することのない無限のプロセスとしてとらえる福沢の観念は、人間の社会における探究のプロセス一般の本質についての彼の観念と酷似している。「隨て之を試み隨て之を改め、千百の試験を経て其際に多少の進歩を爲す可きもの……凡そ世の事物は試みざれば進むものなし。假令試てよく進むも未だ其極度に達したるものあるを聞かず。開闢の初より今日に至るまで或は之を試験の世の中と云て可なり」(同前、第三章、4・49)。先に引いた『学問のすゝめ』十五編の一節と比べれば、「一議隨て出れば一説隨て之を駁し」と「隨て之を試み隨て之を改め」と、「数十百里の海を經過するも、其直達の路を計れば進む事僅かに三、五里に過ぎず」と「千百の試験を経て其際に多少の進歩を爲す」と、「其極る所を知る可らず」と「未だ其極度に達したるものあるを聞かず」と、「兩者は構造的に照応し、レトリックまで共通していることがうかがわれよう。

福沢は、自然と社会とを含む、人間の存立する世界を、近代経験科学の範型によつてとらえた。それは一面では、ニュートンの名と結びつけて表わされる「定則」によつて支配される、力学的運動の世界だった。他面、福沢は、人間の社会に自然科学的な法則の観念を導入するにとどまったバックルとちがひ、人間が自己とその社会を含むこのような世界に働きかける操作的な方法、試行錯誤のプロセスとしての実験「試験」の意味を強調した。⁽⁹⁾福沢の討論は、世界構造と、

その中における人間の主体としての方法とに結びついていたといえよう。

福沢にとって、望ましい社会は、あらゆる領域において異なる要素が、二元的・多元的に分化して相互に拮抗する社会だった。混合政体と抑制・均衡という政体にも、政府と自治団体の間にも、さらに混合政体を構成する議会や自治団体の活動である討論にも、世論という討論の巨大な複合体にも、「抑制」「相制」「平均」という同一の原理が貫くべきであった。討論における勝利は、このような拮抗状態において「僅に一時の異説を押し得たる」、一時的流動的なものにすぎず、討論は終極のない、開かれたプロセスとなる。「異説争論の際に」発見される「事物の真理」は、ことがらの本質からして究極の絶対的真理ではなく、相対的真理にとどまる。⁽¹⁹⁾

討論がこのような動的な均衡のプロセスとしてとらえられる背景には、討論の原動力を「疑を容」れることに見出し、討論を試行錯誤の実験と同質の行為としてとらえる観念があった。そのことは、福沢が討論成立の前提とし、また議論の「画一」化に反対した根拠が、他者からの「疑」の提起によってたえず批判されのりこえられてゆく、人間の誤りやすさ、判断能力の限界の意識にあったことを意味しているといえよう。幕末から明治初年にかけて、儒学思想の中から自由な討論を主張した横井小楠・阪谷朗廬・中江兆民らは、客観的な真理の实在を前提し、この真理の認識にあづかる機会が人々に開かれていること、あるいは人々の多様な意見が真理契機を有していることを、思想的寛容と討論の根拠とした。⁽²⁰⁾これを討論の積極的な根拠づけとするならば、福沢のそれは基本的に消極的な根拠づけだったといえよう。「異説争論の際に事物の真理を求るは、猶逆風に向て舟を行るが如し」という討論についての「間切り」のメタファも、人間の判断能力の限界の認識と関係しているかもしれない。このメタファによって示されているのは、討論の弁証法を成立させることの難しさ、「へ非能率」<、コストの大きさの認識であり、その背景には、「航海には屢順風の便ありと雖ども、人事に於ては決して是れなし」という、「人間の条件」についての、さめた深い認識があった。福沢は、異なる意

見の「交易」と「争論」によつて眞理を発見し、合意を形成する可能性をかたく信じた。しかしそのような人間の合理性への信頼は、このような人間および人間の関係における合理性の限界についてはつきりした認識をともなつていた。福沢がこのような討論に期待した機能は、何よりもまず、集団における合意、共通の意志決定だった。『会議辨』總論の一節はこのことをよく示している。

「日本にては昔の時代より、物事の相談に付き人の集りて話をするとき、其談話に體裁なくして兎角何事もまともりかね、學者の議論も商賣の相談も、政府の評議も市在の中合せも、一として正しき談話の體裁を備へ明に決着を爲したることなし。……蘇張の才辯あるも陶朱の富有あるも、フランクリンの政才、ニウトンの學力と雖ども、衆と談じて事を謀るに非ざれば世のために益することなかる可し。況やフランクリンに非ず、ニウトンに非ざる者をや。必ずしも人と智見を交易して互に其未發の才を引出し、以て大に成す所なかる可らず。……凡そ西洋各國に於ては、人間百事、公私を問はず、皆この集會に由て決を取るの風なり。」(3・615〜616)

ここに「決着を為す」「決を取る」と表現される合意は、集団としての実行を予想した意見・政策についての合意から、客観的眞理の発見における合意までを含むものだろう。別な面から言えば、「異説争論の際に事物の眞理を求る」(「字問のすゝめ」十五編)における「眞理」は、客観的眞理から実践的眞理までを含むものといえよう。

討論の効用についての福沢の期待は、集団の意志決定、眞理の発見という客観的な目標遂行にとどまらなかつた。三田演説会規則の冒頭に、「社友互に猜疑憤懣の情を忘れ、専ら眼を道理の眞面目に注がんことを希ひ、之が為の次の憲法、附例、式目を定めり」(3・629)と宣言されたように、討論において、パースナルな感情をこえて、ひたすら「道理」に心を集中するザハリヒな態度が強調された。しかし福沢は、一定の「體裁」―ザハリヒなルールに従つて、ひたすらザハリヒな「道理」を追求する討論が、結果として、討論参加者の感情や内面性にもたらず、逆説的な効果にも注目した。すでにのべたように福沢の議會政観の特徴の一つは、J・S・ミルと同じように議會政が人民の性格に及ぼす効果に注

目した点にあった。「民撰議院の説」に期待したのは、一つにはそれが、閉じた社会における「怨望」「嫉妬」をとり除き、フェアに「相競うの勇氣を勵ま」(『学問のすゝめ』第十三編、3・113)す効果からだった。直接の交渉を通じて「堪忍の心」が生じ、「既に堪忍の心を生ずる時は、情實互に相通じて怨望嫉妬の念は忽ち消滅せざるを得ず」(同前3・114)と期待したのである。このような期待は、民撰議院にとどまらず、広く「人民の會議、社友の演説、道路の便利、出版の自由」等に向けられ、それらが「人民の交際」を促し、「人と人と相接して其心に思ふ所を言行に発露する機会」となり、「大に雙方の人情を和はらげ、所謂兩眼を開て他の所長を見るを得」(『文明論之概略』第一章、4・13)ることが待望された。敵意や怨望が寛容と共感にかわり、ことばの背後にある眞意・眞情までが通じあい、他者の人そのものについて、その長所までもを含めた理解が進むとされたのである¹¹⁾。

この最後の点は、先に引いた『會議辨』總論の一節、「人と智見を交易して互に其未發の才を引出し」とも関連するといえよう。「未發」は言うまでもなく朱子学の基本カテゴリー、未發・已發をふまえている。「人間の事には内外両様の別ありて」(『学問のすゝめ』十二編、3・104)ということばからもうかがわれるように、福沢が人間の本质として、「本心」とともに重視した「才」は、人間の内面に潜在するものとしてとらえられているようである。ここでは、それが現実化するのには、「才」の所有者独りの個人的な努力によるのではなく、他者の外からの働きかけによるとされている。福沢は、「智見」を交換して共通意見を形成するという討論のプロセスを、討論に加わる者の、現在すでにいわば現実態としてもっている「智見」を交換するにとどまらず、各人の内面に潜在する知的能力が相互の働きかけによってひき出され実現する働きまでを含めてとらえていたといえよう。『文』の「概略」第五章の「衆智者結合の變性」という概念もこれを受けようように思われる。福沢は、討論に、眞理の認識や正しい政策の発見と合意といった、集会や集団の、客観的な目標遂行の効用を期待しただけでなく、その同じプロセスの中で討論に参加する者個々人の主体が、また個々人の相互主体的

な関係が発展することにも注目した。この両者は、集会や集団の自治と自立を支えるものだったといえよう。

福沢はこのように「人と人と相接」する討論の効果について大きな期待をいだいた。しかしその福沢は、このような討論の成り立ち難さについて、とりわけ日本の文化と、幕末から文明開化にかけての状況のもとでの困難について、誰よりもよく自覚していた。「人と人と相接」した意見の応酬の中で、互に「兩眼を開て他の所長を見」うるに至ることを期待した福沢は、同時にそれと逆の現実に注意を促した。

「今、世の人心として、人々直に相接すれば必ず他の短を見て其長を見ず、己れに求ること軽くして人に求ること多きを常とす。即是れ心情の偏重なるものにして、如何なる英明の士と雖どもよく此弊を免かるゝ者は甚だ稀なり。」(『學者安心論』4・215)

福沢のキイワード「異説争論」は両義的だった。一方ではそれは、知的な生産と感情の次元にまで深まった相互の一体化を意味し、これを促すことが求められた。他方ではそれは、異説の齟齬と紛争を意味し、それが「止」み「和」することが求められた。決定的なのは、誤解と敵意の再生産にはしろうとする関係をいかにして相互理解と合意に転換しうるか、その方法だった。

福沢はこの問題に関して先ず「集會談話の體裁」という方法に注目する。「體裁」とは、直接には『會議辨』や「三田演説会規則」中の「式目」に記されるような議事手続である。これまでの研究が明らかにしたように、『會議辨』の本論は、英米の議事手続のマニユアルの翻案だったし、『會議辨』と前後してこれら英米のマニユアルが次々に翻訳出版された。また、新政府の公議政体構築の動きの中で作られた會議規則類も、もっぱら英米の議事手続をモデルにしており、その中で最も整備された大蔵省の議事章程や、左院起草の議院規則は、三田演説会の規則や、三田演説会と併行して活動していた共存同衆の條令よりも詳細だった。これらの議事手続、特に政府のそれは、特定のメンバーからなる會議体

とその議長や議事規則の存在を前提していた。ここでは、議長に強い権限が与えられ、議事の「紀律」や「礼儀」や議事規則の名において討論の流れを規制する傾向が著しかった。しかし西洋の議事手続は、長い間の討論の実践の伝統が結実した、「文明の外形」の一つである。日本にそれを輸入しても、それを支える「精神」が生きて働いていない限り、議事手続は、詳細になればなる程自由な討論の流れに対する外側からの拘束と化するだろう。福沢は、『会議辨』刊行にさいして、英米の議事手続のマニユアルを翻案しただけでなく、自ら執筆した「總論」を付したことからもうかがわれるように、会議という文明の制度の「精神」をよく理解していた。そして、議長の権威と議事規則とに支えられたフォーマルな会議体が成立する以前の、「異説争論」のただ中で、生産的な討論がどのようにして成り立ちうるかまでふみ込んで、その方法を追究した。『学問のすゝめ』や『文明論之概略』には、具体的な聞き手の理解を容易にし説得を助ける技法、とりわけメタファの使い方や、説得的な論証の技法、特に議論の展開の構造化などへの深い洞察がうかがわれる。これらは、近年新しい形で再生が唱えられているレトリックの方法に属するといえよう。

しかしこのような方法についての福沢の理解の深さ、独自性を何よりもよく示すのは、『文明論之概略』でうち出された、「議論の本位を定」めるという方法である。「議論の本位を定る」という概念は、『文明論之概略』全編を貫く主題であり、『文明論之概略』の中に展開されたさまざまな重要な問題と密接に結びついている。しかも福沢は、この概念について定義のような説明をしないから、この概念がどの範囲のことからを指すのかはとらえ難い。「議論の本位を定る」について集中的に説明する箇所においても、その説明は、必ずしも十分でも首尾一貫してもいず、あいまいさをとどめてある。そのような難しさがあるが、これまでの研究の成果に拠って、さしあたり次のように整理することが出来よう。

「議論の本位」とは、福沢の用語をかりれば「事物の利害得失」の評価を論じる方式といえる。それは、さまざまな問題群を含んでいる。その「事物」の「利害得失」― 功用がいかなる目的、あるいはいかなる「問題関心」にとつてのそれ

であるか。「利害得失」の（価値判断の根拠）は何であるか。「利害得失」を判断する視野——時間および社会的空間のひろがり——の「軽重」は如何。最後の問題は、「局處の利害得失に掩はれ」（4・3）、「一身の利害」「一年の便不便」（同前・15）にとらわれるか、「利害得失」の判断に当って「天下」を視野に入れ「高尚の地位を占めて前代を顧み、活眼を開て後世を先見」（同前・16）するかの「軽重」として例示敷衍される。

福沢は方法的に個人主義の立場をとるから、「議論の本位」は、本来「事物の利害得失」を判断する個々人のそれであり、多様に分化することが想定されている。しかし、「利害得失」を「談」じ、「論」じ、「議論」するという表現が示すように、この「利害得失」の判断は、個人かぎりの推論・判断ではなく、他者との討論の中の判断という事態を予想している。「議論の本位を定る」という課題は、「議論の本位」を「異」にし、「相齟齬」する状態から、それを「同ふ」し、共通の場において討論が成立するよう（組織化）する仕事に発展する。従って「議論の本位を定る」ということがらは、自己および他者の、価値判断の方式を明らかにするという論理の領域にとどまらない。それは、意見が対立し、社会的な性格を異にする者が直接に交わる場合に恐怖や敵意の感情が生じる社会病理を扶け出し、いかにしてそれを制御し、対立する意見やパーソナリティーを正確に理解するかという問題に連続する。「異説争論」における心理や情緒の領域にまで自然に発展してゆくのである。

しかしそのことは、「議論の本位」における（組織化）が、単なる主観的な合意の形成にとどまるということの意味しない。「議論の本位を定むる」とは、何よりも「事物の利害得失」を論じる者が、その判断方式を適切に、あるいは正しく設定すること、そしてそれをはっきりと自覚することを意味していた。そして適切にあるいは正しくとは、存在の世界の秩序——「文明」の「進歩」の動態——との適合性を意味していたように思われる。その意味で「議論の本位を定る」ことは文明の世界史における、今ここでという境位を正しく理解することと結びついていた。「議論の本位」を「同ふ」

し、共通の場で討論を成立させる〈組織化〉も、そのことを前提していたといえよう。

福沢が演説や討論について考え、そして「稽古」を始めていた時期は、西欧の学芸が受容される中で、その論理学や修辞学に注意が向かい始める時期でもあった。そして明六社同人の中、ことば、特に話しことばによるコミュニケーションの問題に、福沢を別とすれば最も深い関心を抱いていた西周は、このような論理学や修辞学の受容の開拓者だった。彼はすでに、諸学の総合的体系化を企てた、一八七〇（明治三）年秋からの私塾での講義「百学連環」の中で「思惟之方法」としてこの「致知学」^{ロジック}をとりあげていた。注目に値するのは彼が、伝統的な形式論理学、いわば〈旧論理学〉を紹介するにとどまらず、論理学の発展における新しい局面展開に着目し、これを「新致知学」——「A Method of the New Logic」——と呼んで深い関心をよせたことである。J・S・ミルの『論理学体系』（一八四三年）がそれであり、それが「新致知学」なるゆえんは、この大著が「眞理を見出すの方略」^{メソッド}——「method」——を、西の理解にしたがえば、旧来の演繹法に対して帰納法を、新しく展開しているところにあった。西はこの探究の方法を適用するところみとして、一八七四—明治七年一月一六日の明六社例会で「内地旅行」と題して演説して、「ロジックの分析法」によって外国人の内地旅行の利害得失を論じて見せ、さらに『明六雑誌』（二三号）に発表した。福沢は、この演説を聞き、『明六雑誌』の文章を読んだ上で、いわば西の土俵に入って、演繹法と帰納法と両方を用いて、西の説に反論して見せた（『内地旅行』西先生の説を駁す、『明六雑誌』二六号、一八七五年—明治八一年一月、19・542—547）。

西は、このように論理学の新しい展開に注目する一方で「文辞学」——レトリックにも関心をよせていた。「学」——学問の一分野である「致知学」に対し、「文辞学」は「術」としてとらえられていた。彼の「文辞学」論では、「文辞学」の功用を「国民の会議する所」で「衆議の一決する様諸人に解説する」弁論や、聖職者の説教に求めていた。また、ことば特に話しことばによるコミュニケーションの文化における日本と西洋との比較について鋭い観察も示されていた。¹⁷

かし、西のレトリック論は総体として「旧修辞学」（ロラン・バルト）の紹介にとどまっていた。幕府崩壊前夜の「議題草案」にその片鱗が示されたように、西周は討論という知的な営みについて深く理解しえた者の一人だった。レトリックが「集議院」の活動にかかわることがらであることも彼は知っていた。また探究の「方略」methodとしての「新」論理学の実践的問題への適用を企てもした。それにもかかわらず結果的に、彼のレトリックは、一人から多数への一方通行的な弁論の「術」や文飾にとどまり、探究の「方略」も、個人の作業にかかわるものにとどまっていた。¹⁹

演説や討論について福沢とある程度まで関心を共有しつつ、西欧の論理学や修辞学を受容する先頭に立った西周と、福沢とを比較する時、福沢の演説・討論についての議論の、思想史における位置と独自性はさらに明らかになるだろう。西周の「ロジックの分析法」の問題提起をうけた福沢は、演説法についても帰納法についても知っていた。しかし討論についての福沢の実践と思索とは全く西周の論理学・修辞学論の世界の外側にあった。西も福沢も同じようにJ・S・ミルに関心をよせていながら、『論理学体系』に注目した西と、『自由論』や『代議政治論』に親しんだ福沢とは、立場が大きく隔るにいたつたということも出来よう。西が理解した新旧の論理学や「旧修辞学」と比較すれば、福沢の演説・討論観は、共同の探究と合意形成の方法としてこの現代の新しいレトリック論に通じることがらをめぐっており、とりわけ「議論の本位」論は、レトリック論の大きな柱として現代再びクローズアップされている、探究の出発点となる「問題の具体的な考察と議論にかかわるものとしての場所」^{トポス}にかかわる理論に照応しているといえよう。²⁰それは日本における話しことばによるコミュニケーションの歴史の中に、突然変異のように現われた新しい思想だった。また、この思想が生み出される背景に、西欧思想の影響があったのか否かも明らかではない。どのような事情が福沢を促して討論や議論の本位にかかわる新しい思想をはぐくませるにいたつたのだろうか。

福沢自身は、この点について何も語っていない。ただ手がかりになるのは、先に引いた「異説争論の際に事物の眞理を求るは、猶逆風に向て舟を行るが如し。其舟路を右にし又これを左にし、浪に激し風に逆ひ……」という、討論の弁証法を生き生きと示す帆船の間切り走法のメタファである。このメタファの背景には、何よりも九州と大阪の間を和船で往来した福沢の経験があつたらう。あるいは「福翁自伝」に昨日のことに鮮やかに描かれる、関門の海峡を渡る途中荒天に出会いはわてふためく船頭を助けて帆綱を引張るなど大奮闘、ようやく陸に上つて、船頭実は百姓の内職と知り「實に怖かつた」(7・29)という経験もふくまれていたかもしれない。いずれにせよこのメタファは、討論についての福沢の思想が、彼の社会生活の経験の中で育くまれたことを示唆している。

福沢のキイ概念「異説争論」の背景にあつたのは、何よりも先ず、幕末の「横議」・「横行」(藤田省三状況だつた。脱藩＝横行という時代の大きなうねりは、福沢たち洋学派の若者をもまきこんでいた。福沢自身、藩の上司を「籠絡」して事実上脱藩したし、ひとにも脱藩を教唆し斡旋もした(「還曆壽延の演説」、15・335)。こうして藩地を出た洋学志向の若者が集まつたのは、各地の名ある洋学塾、福沢の場合は緒方洪庵の適塾だつた。そして、緊迫する対外関係は、適塾の蘭学書生をも激しい政治論にまきこんだ。

「田舎の中津よりは開港場の長崎、開港場の長崎よりは都會の大阪と云ふ如く、次第に江戸の事情を知るに便にして、外交上の風聞を耳にすること多きにつけ、我々書生仲間にも攘夷開港の議論喧しく、緒方の塾生八、九十人、大凡二つに分れて朝夕議論を闘はす其中に、小生は長崎にて見聞する所もあり、勿論開港説にて、攘夷などは以の外、世界を知らぬも亦甚だしなど、常に反對者を罵倒し……。」(「福澤先生の演説」16・650)

洋学塾を巢立つた洋学者は、とりわけ幕政・藩政の改革によつて官途につくにつれ、現実政治をめぐる激論にさらに深く踏みこむにいたつた。福沢も例外ではなかつた。洋学派知識人の世界の外では、学塾から藩論にいたるまで異説争

説論は、はるかに深刻な柝相を呈していた。ことばによる争論は容易に暴力による抗争に転化した。「塾部屋の議論に刃物を用」(『覚書』、7・672)い、「共に忠義の事を行ひ」「忠義の二字を議論して徒黨を分」たものが「議論のために無辜の人民を殺」(『文明論之概略』第六章、4・111)す悲劇は、福沢の心に深いあとを印した。しかもこうした争論は、洋学者の世界をもまきこんで、彼らは攘夷論者の暗殺を恐れ、また彼ら洋学者の間にも疑信暗鬼が渦巻くにいたった。

こうした事態は、明治新政府が開国和親に方向を転じて、ある意味では深刻化する一方だった。全く異質な西洋文明との最初の接触は、「深く人心の内部を犯して之を感動せしめ」「轉覆回旋の大騒亂」(4・3、4)を引起した。しかも、この「大騒亂」を收拾するという緊急課題をめぐって「識者」「学者」の意見は「異説争論囂々喋々」(4・99)、「齟齬」し相互の「不和」と「敵意」をつのらせた。ようやく暗殺の危険は去ったと判断して『学問のすゝめ』を世に送り始めた福沢だったがその第六・七編にいたって、福沢の説を、国体を否定する共和政治、耶穌教とする非難攻撃が集中し、脅迫状が舞込むにいたった。同志を募り公卿に入説し、密勅を受けて福沢を暗殺するという企てが生れ発展したのも『学問のすゝめ』初編以下の刊行と併行していた。²¹⁾

しかしこのような状況の中で、福沢にとつて「異説争論」の問題を最も身近なところからつきつけたのは、おそらく同志の「社中」あるいは「会社」として「約束」によつて作られた慶応義塾創業の経験だった。福沢自身「僕は学校の先生にあらず、生徒は僕の門人にあらず、之を總稱して一社中と名け……」(一八六八『慶応四』年閏四月一〇日、山口良蔵宛書簡、17・52)とのべた創業の精神は、「慶應義塾社中之約束」(一八七一『明治四』年四月)には、「師弟ノ分ヲ定メス教フル者モ学フ者モ概シテコレヲ社中ト唱フルナリ」とし「一名ノ人ニテ此學科ヲ学テ彼ノ學科ヲ教ル者ハ一方ヨリ見レハ生徒ニシテ一方ヨリ見レハ教授方ナリ」と宣言されていた。「一名ノ人ニテ……一方ヨリ見レハ生徒……一方ヨリ見レハ教授方」という表現は、『学問のすゝめ』六・七編において、一国を「約束」によつて成立する「會社」としてとらえ、

国民各人を、同時に一方では「主」―治者、他方では「客」―被治者という「一人にて二人前の役目を勤る」（『学問のすゝめ』七編3・70）ものとしてとらえたのと照応しているといえよう。一人が同時に生徒であり教師という関係は、福沢によつて「半學半教」（『慶應義塾改革の議案』一八七六―明治九年三月、19・391）として表現されるにいたり、慶應義塾の初期を特徴づける基本原則となつた。ここでは塾の土地・建物まで「福沢氏ノ私有ニアラス……社中公同ノ有」（『慶應義塾社中之約束』一八七一年）であり、「社中之約束」の「規則」は「若シ不便ノ事アラハ互ニ商議シテコレヲ改ムベシ」（『慶應義塾之記』一八六八―慶應四年七月）とされていた。事実、慶應義塾創業期の記録には、「社中」の「會議」「集会」「商議」によつて運営上の案件を決定したという記述が繰り返し現われるし、福沢もまた学生の処分など重要事項については「塾のことは私の一了簡には行かぬ」と語つていた²²。福沢は『学問のすゝめ』に描いた「人民同権」の政治社会を「共和政治」としてうけとられることに強く反論したが、草創期の慶應義塾は、一つの「共和政治」にはかならなかつた。しかも福沢とその同志は、このような学問の「共和政治」を大政奉還・戊辰内戦に続く社会全体の動乱状態のさ中で創り出さなければならなかつた。「慶應義塾紀事」は、当時の苦心を次のようにのべている。

「(三田へ……)轉居の後も入學の生徒は日に多くして、學務と俗務と同時に之を理すること甚だ易からず。就中諸藩の壯年士族が戰場より歸て直に學に就き、其心事學動の淡泊にして活潑なるは眞に愛す可しと雖ども、舊時の殺氣尙未だ去らず、動もすれば粗暴輕躁に走りて、學塾の教場或は小戰場たる可きの恐れ少なからず。學者の沈黙を以て暗に之を化す可らず、理論の深遠を以て直に之を論す可きものに非ざれば、幹事も教員も共に與に活潑にして、唯簡易輕便の一主義を以て生徒に交り、漸く之に理を説道を示して遂に以て學者の本色に誘導したることなり。本塾の理事常に難しと雖ども、最も困したるは維新以後三、四年の間に在りとす。」(19・411)

『福翁自伝』中の「塾の始末に困る」という見出しを付した一節(7・165―166)は、ここに「學塾の教場」が容易に「小戰場」に転じたとのべられる事態を生き生きと描き出している。事実、義塾創業と共に定められた「社中之約束」には、

抜刃の禁止について詳しい條項が定められ、これが姿を消すのは漸く一八七一年（明治四）年の改訂においてだった。慶應義塾の創業は、異説争論が暴力による対決に転じかねない自然状態的狀況のたゞ中から、「約束」によって結合し「商議」によって運営される、「社中」を創出する企てだったといえよう。

中津藩を脱してから慶應義塾創業に一身を賭けるまで福沢が生き抜いて来たのは、身辺においても、全国の規模においても、ことばによる争いが、容易に暴力による対決にエスカレートする政治的緊張の時代だった。しかもその中で福沢はいち早く刀を捨て、幕府・中津藩さらに明治新政府と一切の権威を背負う組織を離れ、特権身分をすてていた。この状況の中を生きるのに、福沢にとつて、たよることが出来たのは、ことばだけだった。しかも福沢は四民の差別から武士身分内部の差別までを支える身分的言語体系によりかかる容易な道を拒否した。福沢に開かれた方法は、ひたすら全ての人に共通なことばによる説得によって、消極的には紛争を解決し、積極的には合意を作り出して共存してゆくことしかなかった。演説や討論への福沢の痛切な関心と「工夫」とは、このようなきびしい状況に迫られて生じたものだった。それは、暴力が横行する自然状態に近い状況の中で戦闘者である武士の身分と武器とを放棄し、「封建門閥」の解体に先立つて自らその外に出て「独立」するという、デイレンマをやらんだ道をふみ出した者が、死中に活を求めるように送びとつた方法だったといえよう。従つて演説や討論についての福沢の議論は、社会的人間、とりわけ対立と緊張の中にある人間の心理と行動についての驚くべく鋭い洞察に裏打ちされていた。ことばによる合意の形成の可能性に大きな期待をかけた福沢は、その難しさや限界についてもはっきりと自覚していた。したがって、福沢において討論と、ことばやその他の「パフォーマンス」の「方便」による「籠絡」や「誘導」との境界は、流動的だった。また、多様な自発的結社と議会とに担われた「衆論」の政治は、強固な「政権」の確立を当然の前提としていた。

慶應義塾創業の経験は、このような時代の状況と、その中で福沢の模索の集約だった。戊辰の動乱の渦中で、一時

は一八人になるまで生徒が減少し（『慶應義塾紀事』19・410）、専任の教師をおくだけの経済的余裕にも学問的な蓄積にも欠けるといふ窮状が逆説的にも、「約束」によって「杜中」を組織し、「商議」によって運営し、先生と生徒の別なき「半學半教」の「共和政治」を必要とし、また可能ともした。それは同じように、西欧の議政理解の先駆者となり、同じように会議や討論に関心をいだきながら、「政府に依頼して身を掩ふの地位と為し、區々の政權に籍て唯己が宿説を伸さんとし」（『文明論之概略』第十章、4・21）幕府の公議輿論から新政府の公議輿論へと綱渡りする人々には、必要がなく、しかし同時にとうてい不可能なことがらだったといえよう。

第三節 「仲間の組合」と討論——国民国家の構成原理として

福沢は、演説討論事始にのり出す以前から英国の政治社会をモデルとし、同時代では最も深い理解に達していた。既に見たように福沢は、同時代の英国政治の基本原理を「平均」——抑制と均衡——としてとらえていた。そして、同時代に英国を見聞した人々の中でひとり福沢だけが、議会とならんで、それぞれに公共的機能を分担する自治的諸団体もまた、政府権力に対する抑制の機能を営んでいることを理解しえたのだった。慶應義塾という自発的結社を組織し、その同志的結合を場とした演説討論の練習を経て、福沢の英国政治像はさらに発展した。「衆論」の構造を論じた『文明論之概略』第五章の一節がそれである。¹⁾「國內の事務悉皆仲間の申合せに非ざるはなし」（4・78）。商業も学問も宗教も地域社会の行政も、公共的活動は全て、自発的結社によって担われる。

福沢は、この段階にいたって、第一に、「小民各仲間を結て公私の事務を相談するの風なり。既に仲間を分てば其仲間毎に各固有の議論なきを得ず」（同前）と、多様な自発的集団の活動が全て討論によって営まれていることに注目した。

第二は、この「仲間の組合宜しきを得」(同前)るがゆえに西洋においては「衆論」のアウトプットは「其國人各個の才智よりも更に高尚にして、其人は人物に不似合なる説を唱へ不似合なる事を行ふ」(同前)―「衆智者結合の變性」というメカニズムが働いているのだった。第三に、一國の衆論は、このように多様な自発的集團の「各固有の議論」が合流する国民的規模での討論の複合体としてとらえられた。最後に、「政府も仲間の申合せにて議事院なるものあり」(同前)、議會も、このような国民社会全体にわたる巨大な「衆論」の一部であり、討論ダバト、バイ、ヂェイカウシヨによる政治という各々の自発的結社におけると同じ原理が貫いていた。『文明論之概略』の脱稿―刊行の前夜、一八七五(明治八)年五月の三田演説館開館の式典でのべられた次のような同志の演説は、先に見た『文明論之概略』の一節と文の構造からことばの節々まで共通していた。そのことは、議會政についての福沢の理解が、三田演説会の同志に共有されていたことを示唆している。

「古來我國は君主擅制の政體にして、政府擅に人民を羈制し、之をして敢て國政に關豫干せしむることなし。人民は亦甘んじて其擅制を蒙り、全く國家の安危盛衰を他家の事と見做し、一身一家の外更に注意注目する所あることなし。是に於てか人民一點の公志なく、活潑の氣象月日沈沒、遂に會社を結んで事を行ひ集會して事を議するの勇氣あることなし。學者の如きも亦然り。衆人蓋簪して或は物事を談論し、或は自己の意見を吐露して以て學業を研磨するの習俗なし。或は適ま會合して事を議することあるも、順序方法なきが故に議論紛亂結で解けず、空しく貴重を消費することあるのみ。西國の如きは則ち然らず。政事を議すれば必ず會し、商務を議すれば必ず會し、文學技術事として物として會社あらざることなし。會社あれば亦必ず演説の順序方法有て、衆説の至善を採擇するの方あらざるはなし。習慣の久しき、碌々たる小民に至るまで、瑣々たる事件あれば必相會合し、演説の方法に頼て之を議す、故に能く論緒紊れず、順序齊整、速かに其功を奏するに至れり。是に由て之を觀れば、此方法の功德眞に大なりと云ふ可き也。」(猪飼麻次郎の祝詞)⁽²⁾

すでにのべたように、この当時、政府の公議政体路線は再び軌道にのって、元老院を中心に議會政の調査・立案が活発化していた。しかしそこでの関心は、もっぱら議會の組織・権限と議事規則の問題に収斂していた。それに対して福

沢たちは、議会という機構の外の、さらに政治以外の領域にまで視野を広げ、自発的結社になわれた討論という活動に注目した。議政は、一国民全体、「習慣」を通じて形成された「俗」——文化の型——としてとらえられた。議会は、その、政治という一領域における現われであり、国民社会全体の「俗」に裏付けられてはじめて十分に機能するものだった。福沢は既に一八六二年の訪英中、「ある社中の人が社名をもって議院に建言」(7・104)して、駐日公使オーロコックの政策を批判し、その写しを幕府使節に送付するという行動に出あい、深く感動したことを『自伝』にとどめている。こうした経験は、おそらく議会外の市民の自発的結社に担われた世論の議会への働きかけについて、福沢の眼を開く機会となりえただろう。それにしても福沢の同時代の英国議政の理解は、単純かつ一面的でありながら、その重要な側面を鋭くとらえていた。

福沢は、議政理解においてミルの『代議政治論』に多くを負っていた。しかし福沢は、ある意味においてミルが論及しない問題領域にまでふみこんでいた。ミルの『代議政治論』の特徴の一つは、「公共精神の学校」としての政治参加の場を、選挙に限らず、地方政治・陪審、さまざまな自由討論から、政治以外の領域における団体の活動にまで求めようとした点にあった。だが現代からミルをふり返るある研究者は、この点にミルの着眼の鋭さを見出しながら、なおかつ、この点においてミルの議論は限られていたとする。このような指摘を念頭におく時、福沢の着眼の独自性と鋭さは、より明らかになるだろう。福沢の議政理解は、ある面でミルをこえて、ミルの自由主義を受けつぎながら『代議政治論』の八〇年後に討論ガズメント・バイ・ディスカッションによる政治の理論を省みて記された、次のような文章に近づいている。

「国家の領域のほかにも、その外に、社会の領域にも——教会、労働組合、教育組織その他あらゆる種類の社会的目的を討議し追求する自発的結社の、討論が行なわれる広大な分野があり、さまざまな討論の制度が存在している。自治的國家の活力を吹きこむ討論の営みは、多くの源泉から養われる。それには、政党や議会がかかわるだけでなく……あらゆる種類の思想の水源地

もまたあずかっている。その一つ一つが水を集めて、国民社会全体にわたる討論の大きな流れに、支流として注ぎこむのである。¹⁾ 福沢のことはをかりれば、ミルは「彼の西洋の學者が既に體裁を成したる文明の内に居」(『文明論之概略』緒言、4・5)る、その一人だった。それゆえ彼は「数十年の古より世々の習慣にて其俗を成したるものなれば、今日に至ては知らずして自ら體裁を得る」(同、第五章、4・79)にいたった「西洋諸國衆議の法」(同前)について論じ残したのではなからうか。それに対して「無議」の「俗」の中から西洋におもむいて「直ちに自己の經驗を以て之を西洋の文明に照らすの便利」(同前、緒言、4・5)に恵まれた福沢は、異文化接觸の衝撃を通して「西洋諸國衆議の法」の秘密を見ぬきえたように思われる。

福沢が、このように西欧議會政を視野に入れて、国民国家を「始造」しようとした時、自発的結社と討論は、国民国家の形成原理にまでたかめられた。福沢は、自発的結社という新しい集團形成によつて「政治的に議論する市民的公衆」(ハーバマス)——福沢のことはを引けば、政府と「平均」して国民国家を主体的に担う「国民」^{ネーション}——を創出しようとしたのである。しかも福沢は、このような政治についての討議の「習慣」を、彼の時代の日本において創出する上での、固有の條件と方法についてはつきりと認識していた。

「民權論は余輩も甚だ以て同説なり。此國は固より人民の掛り合ひにして然も金主の身分たる者なれば、何んとして國の盛衰を餘處に見る可けんや。慥に之を引請けざる可らず。國の盛衰を引請るとは即ち國政に關ることなり。人民は國政に關せざる可らざるなり。然りと雖ども余輩が今爰に云ふ所の政の字は其意味の最も廣きものにして、唯政府の官員と爲り政府の役所に坐して事を商議施行するのみを以て政に關ると云ふに非ず、人民躬から自家の政に従事するの義を旨とするものなり。譬へば政府にて、學校を立て、生徒を教へ、大藏省を設けて租税を集るは、政府の政なり。平民が、學塾を開て生徒を教へ、地面を所有して地代小作米を取立るは、之を何と稱す可きや。政府にては學校と云ひ、平民にては塾と云ひ、政府にては大藏省と云ひ、平民にては帳場と云ひ、其名目は古來の習慣に由て少しく不同あれども、其事の實は毫も異なることなし。即ち之を平民の政と云て可

なり。古より家政など云ふ熟字あり。政の字は政府に限らざること明に知る可し。結局政府に限りて人民の私に行ふ可らざる政は、裁判の政なり、兵馬の政なり、和戦の政なり、租税（狭き字義に従て）の政なり、此他僅に數箇條に過ぎず。されば人民たる者が一國に居て公に行ふ可き事の箇條は、政府の政に比して幾倍なるを知る可らず。外國商賣の事あり、内國物産の事あり、開墾の事あり、運送の事あり、大なるは豪商の會社より、小なるは人力車挽の仲間に至るまで、各其政を施行して自家の政體を尊奉せざる者なし。顧て學者の領分を見れば、學校教授の事あり、讀書著述の事あり、新聞紙の事あり、辨論演説の事あり。是等の諸件よく功を奏して一般の繁盛を致せば、之を名けて文明の進歩と稱す。一國の文明は、政府の政と人民の政と兩ながら其宜を得て互に相助るに非ざれば、進む可らざるものなり。就中人民の政は思の外に有力なるものにして、動もすれば政府の政を以て之を制することは能はざるもの多し。……政府の政は日に簡易に赴き、人民の政は月に繁盛を致し、始て民權の確乎たるものをも定立するを得べきなり。余輩常に民權を主張し人民の國政に關る可き議論を悦ばざるに非ずと雖ども、其趣意は直に政府の内に突入して官員の事務を妨ぐる歟、又は官員に代て事を爲さんとするの義に非ず。人民は人民の地位に居て自家の領分内に澤山なる事務に力を盡さんことを欲するのみ。即是れ廣き字義に従て國政に關るものと云ふ可し。直に政府に接せずして間接に其政に參與するものと云ふ可し。間接の勢は直接の力よりも却て強きものなり。學者これを思はざる可らず。」（『學者安心論』4・218～219）

福沢は、日本が政府「偏重」の国であり、同時代の民権論者も「区々たる政府の政に熱中奔走して自家の領分は之を放却して忘れにるが如」（同前、4・220）き事態を憂慮していた。そのような状況において打ち出されたのが「平民の政」を、という政策だった。この「平民の政」が、これまでたびたびふれて来た、福沢が西欧政治の構成要素として注目した。それぞれに固有の公共的機能を分担する、自発的自治的結社をうけていることは明らかだろう。福沢は、日本においてこのような自治的団体を、何よりも政治以外の領域に創り出すことを当面の課題とした。政府に働きかけ、国政に参加することを直接の目的としない、このような団体の活動が、結果として、政府と国政に影響する。「間接」の効果を福沢は、高く評価した。一国人民全体の間、「衆議の法」を「俗」として根づかすという遠大な目標への道は、先ず、

説 このような地点から始めなければならなかつたのである。

論

福沢の議政構想は、このように遠大なものであり、制度としての議會を視野に入れながら、それを国民の政治文化の次元からとらえ、それにいわば迂回的に迫ろうとするものだった。彼が『英国議事院談』以後、久しく制度としての議會について正面から論じることがなかつたという事実は、このような背景から理解できよう。その福沢は、『学者安心論』を著した年の末に執筆し、翌一八七七（明治一〇）年に刊行した『分権論』で初めて議會制度についての具体的なプランを公けにした。先ず、地方行政Ⅱ「治権」に参加する地方議會を開設して、「政権」を集中した中央政府と拮抗させ、地方議會での経験に習熟した上で、中央に政府と拮抗する国会を設けるといふ構想である。しかしこのような具体的構想は、翌一八七八年の『通俗国権論・二編』から翌々一八七九（明治二二）年の『国会論』にかけて大きく修正された。地方議會から国会へという二段階論、政府と議會とが劃然と分離されて拮抗する「府と會」の「平均」というそれまでの構想を公けに否定して、早急の国会開設と議院内閣制という新しい構想が打ち出された。そしてこのような国会開設へのいわばスケジュールの練り上げは、福沢にまたあらたに、政府も人民も「會議」に未習熟で、「會議」の「儀式體裁」の整備だけでも時間がかかるだろうことを憂慮させた。彼は、自分の間国会は、討論に未習熟な人々を「議事」の實際の中で訓練する「調練」の場とならざるをえぬことを見通し、府県会においても国会においてこのような人々の間に討論が成立しうる条件と方法について、あらためて模索を始めた。⁵⁾

これと併行して福沢は、一八七九年の夏から慶応義塾「社中」の同志にはかつて新しい「結社」の準備を始め、翌一八八〇（明治二三）年一月、交詢社を組織、交詢社はただちに全国的な組織へと発展した。その社則の「緒言」の中、「現今世界の通勢」としての「分業」から説き起した一節は、福沢たちがこの新しい組織の性格をどのようにとらえていた

かを明らかに示している。

「分業の利は、我之を取るを欲せざるも世既に之を取るを以て、今世に生れ、今人と居れば、各事業を専らにして、以て其利を興さざる可らず。然り而して人の性たるや、此に精なれば、彼に粗ならざるを得ず。是に於てか……右を慮らずして睽離孤立終には世事の壅塞を醸成するの恐なきに非ず、況んや其齡を異にし、其富を異にし、其居處を同ふせざれば、皆各其利害の點を別にして、交際の道愈其狹きを加へ、獨り睽離孤立のみならず、耳目も亦聾盲し、愈處世の方嚮に迷ふは、是れ人の通患なり。然らば則ち此患を救はんが爲めに、各業の人を結び、老壯都鄙を通じて彼是の智識を交換し、他の密を見、他の精を聞て、我が疎粗を補ひ、依て以て大に耳目を洞達するの工夫を爲すは、今世に居る最大務なること智者を待たずして明なり。又一步を進め、既に其目を澄まし、既に其耳を洞らかにすると雖も、人の世に居る難險無量、之に處する方法に至ては、諮詢謀議、互に相保護するの他に術なきものなり。之を大にしては政府の保護あり、之を小にしては親朋の眷顧あり、既に此保護あり、既に此眷顧あれば、細大の救済遺漏なきが如くなれども、實際に就て形述を察すれば、頗る缺乏を覺ゆるものあり。政府の保護は形に制せられて、意を察するに短く、親朋の眷顧は情に羈されて、形をなすに足らざるが故に、二者の遺漏を補ふて、保護、形状兩ながら全きを得んとならば、互に世務を諮詢し、互に公利を保抄するの公社を結び、以て其目的を達するの一事あるのみ。若し斯くの如き公社にして、能く諮詢の用を達し、又能く耳目の洞達を助けば、所謂一舉兩全の業にして、果して處世の要具たること疑を容れざる所なり。」(石河幹明『福澤論吉傳』第二卷)

ここには、家族友人という第一次集団と政府との中間領域を場として、「知識交換世務諮詢」により「相保護」し、協力して「公利」を確保増進するという、新しい組織の性格がよくあらわされている。それは、慶応義塾創設以来の、討論によつて「人民の政」を行ない、国民社会の公共活動を担つてゆく自発的結社という理想の全国的規模での具体化だった。その社則には、社の運営のための大会小会の議事規則のほか、「重要ノ時事」についての「演説討論」に関する規程が定められていた。本拠の慶応義塾にも新しい動きが現われていた。既に一八七六(明治九)年に福沢は、演説家と新聞記者を養成することを目ざして、塾生に働きかけ、尾崎行雄・本山彦一・波多野承五郎・加藤政之助ら十数人に協議社

を組織させ、彼らはさかんに演説を練習した。おそらくその翌年七月頃には、これに対抗して塾生犬養毅らが猶興社を組織した。一八八〇(明治一三)年三月には、再び福沢⁽⁶⁾の主導で義塾の教員と猶興社の学生が合体して會議講習会が組織された。福沢起草の「慶應義塾會議講習會規則」⁽⁷⁾はのべる。

「門閥獨斷の風止て會議公論興る、自然の勢なり。今後我日本に於て、事大小の差なく、又官私の別なく、一切萬事會議公論を以て成る、固より疑を容れず。今日我輩立身の方向は人々の好尚に由る可しとは雖も、何等の點に向ふも必ず會議公論中の一名たる可き、亦自然の勢にして明に前知す可き所なり。然ば則ち今に在て其會議公論の方法を研究するは萬止む可らざるの急務なり。本塾元來演説の會ありと雖も、未だ會議の方法を講習するに及ばず。遺憾と云ふ可し。」(19・402〜403)

「本塾元來演説の會ありと雖も未だ會議の方法を講習するに及ばず」とのべられるが、実は、既に見たように、三田演説会発足当初の活動はむしろ討論が中心だったのが、一八七六(明治九)年から演説だけになったのである。そしてこのような慶應義塾に再び議事討論の練習を復活させたのは、国会開設の展望だった⁽⁸⁾。事実、會議講習会発足後ほどなく、協議・猶興両社の社員で會議講習会にもかわる人々が合同し、慶應義塾からは独立した自由民権・国会開設の運動組織として三田政談社を組織した。三田政談社はやがて市中に進出して演説討論政談会を始め、この会が母胎となって、翌一八八一(明治一四)年には、慶應義塾出身・交詢社員の馬場辰猪を中心に国友会が組織された⁽⁹⁾。この頃から政談演説会には「討論」がつきもので、政談演説が終った後、同じ壇上で数人の弁士が椅子を並べて、現代風にいえば、パネル討論を行うのが流行となった。国友会は、この討論に最も力を入れ、その主題や意見対立の様子は機関誌『国友雑誌』に詳しく記されている。こうした状況においては、慶應義塾の會議講習会は、もはや討論練習の先駆という地位を失っていた。国友会等の演説討論に比べたその特色は、関心が国会の會議に集中している点にあった。會議講習会の規則では「一般に會議の方法を講習する」と定められていたが、関心の中心は国会における「會議公論」にあり、たとえば、

議長のほかは政府委員役まで定められていた。福沢が議長をつとめた際の、議事法に違反して議長席から議論に割り込む「傍若無人の専横振り」についても回顧が残されている。¹⁰慶応義塾会議講習会は、これ以後全国に活発になった擬国会の源流となったのである。以上に見通しをつけたように、一八七五・六（明治八・九）年頃までに形をととのえた、福沢の議政構想は、西南戦争前夜の士族の動揺、戦後の国会開設運動の高揚に対応する中で、いわばタイム・スケジュールを繰上げられ、また議會制についても討論についても、その構想は発展し具体化するともに変容していった。稿を改めてこの過程を検討したい。

小論の原型は、一九九〇年一〇月二七日、慶應義塾福澤センター主催で行われた「福澤諭吉における『衆議』」と題する講演である。当日の福澤センター所長西川俊作・岡利郎・平石直昭・宮村治雄各氏の有益なコメントに感謝する。

注

年代は、西洋紀年と元号を併記し、月・日は明治五年までは陰曆、一八七三（明治六）年以後は陽曆で示した。

第一節

(1) この時期の公議輿論思想、公議政体論の概観として、尾佐竹猛の古典的労作『維新前後における立憲思想』（一九四八年・実業之日本社）『日本憲政史大綱』上・下（一九三八年・日本評論社）のほか、戦後の研究として、主として以下によった。内藤俊彦「幕末における公議政体論の展開」（一・二）『法学』三五卷三、四号（一九七一年九月、一九七二年三月）、井上勲「幕末維新期における『公議輿論』観念の諸相」『思想』一九七五年三月、菊地久「維新の変革と幕臣の系譜：改革派勢力を中心に」とくに(三)『北大法学論集』三二卷一号（一九八〇年八月）一五〇—一五五頁、同(五)『北大法学論集』三二卷一号（一九八一年九月）一六四—一六八頁、尾藤正英『明治維新と武士』『思想』一九八五年九月。

- (2) 稲田正次『明治憲法成立史』上巻(有斐閣・一九六〇年)二七、二八、三一頁。公議政体論に対する『西洋事情』の影響を概観する上で、太田臨一郎『西洋事情』はいかに読まれたか、『福沢手帖』三五号(一九八二年二月)が参考になる。
- (3) もっとも六月の大總督府からの命令は外国官出仕を求めるものだったが明らかである。一八六八(明治元)年九月一日、山口寛齋宛書簡(『福澤論吉全集』一七巻(岩波書店・一九六一年)五八頁、以下『福澤論吉全集』からの引用は、巻数・頁数のみを17・58のように記す)と(明治政府の出仕を辞する願書)同20・19、20とを併せて参照。
- (4) 稲田・前掲書(注(2))、九七頁。なお『西洋事情』初編巻之一(1・289)、『世界国尽』附録(2・665、667)をも参照。
- (5) 稲田・前掲書(注(2))、一一六、一一八頁。
- (6) 拙稿「英国探索始末」沼田次郎・松沢編『西洋見聞集(日本思想大系66)』(岩波書店・一九七四年、所収)および「解説」『福沢論吉選集』第一巻(岩波書店・一九八〇年)二八三―二八四、二九一頁、参照。
- (7) 以下、本文においても『福澤論吉全集』一七巻三一頁をこのように記す。尾佐竹猛『日本憲政史大綱』上巻(日本評論社・一九三八年)一三、六六―六七頁では、この書簡に言う「大名同盟の論」は、この書簡が書かれた年流布していた「幕府外交方の人材」と思われる人物による、英国モデルの上下両院による「共和政府」構想をさすものだろうと推測する。
- (8) 大久保利謙編『西周全集』第二巻(宗高書房・一九六一年)一七一頁。
- (9) 幕府の公議所創設とその背景をなす政治過程については、原口清『明治前期政治史研究』上巻(塙書房・一九七二年)一六一―九六頁、および亀掛川博正『旧幕府公議所について——江戸徳川藩 構築構想とその挫折』I、IV、『政治経済史学』一四六、一四七、一四九、一五〇号(一九七八年、七・八・一〇・一一月)が詳しい。また加藤弘之や西周のその中の行動については、加藤の「慶応三年丁卯日記」「慶応四年戊辰日記」(東京大学史料室蔵、慶応四年日記のうち正月から閏四月までの分冊の末尾には、加筆修正のあとをとどめる「會議法則之愚採」の草稿がある)および「経歴談」(植手通有編『西周・加藤弘之(日本の名著34)』中央公論社・一九七二年、所収)および西「西家譜略(自叙伝)」(大久保利謙編『西周全集』第三巻、宗高書房・一九六六年、所収)を参照。
- (10) 神田孝平の公議政体論については、田崎哲郎「神田孝平の民選議院論をめぐって」(一)(二)、『愛知大学文学論叢』第四〇、四五輯(一九六九年三月、一九七〇年一二月)に詳しい。

- (11) この書簡によれば、注(3)にふれた明治元年六月の召命の後、同年十一月、同二年一月と重ねて新政府からの召命があった。
- (12) 『福翁自伝』7・107〜108および前掲拙稿(注(6))、「英国探索始末」四七九―四八三、四八四―四八六、四九二―四九五頁、「解説」二八二頁、および拙稿「なまやまな西洋見聞」(前掲(注(6))『西洋見聞集』)所収、六五〇頁参照。
- (13) J.Thomas & Y.Baldwin (eds.), *A Complete Pronouncing Gazetteer, a Geographical Dictionary of the World*, rev. ed. Philadelphia, 1866.
- (14) *Political Economy for Use in Schools, and for Private Instruction*, William and Robert Chambers.
- (15) D.Beale, *The Student's Text-Book of English and General History from B.C.100 to Present Time*.
- (16) *The Student's Blackstone: Commentaries on the Law of England by Sir William Blackstone, Knt., Abridged and Adapted to the Present State of the Law*.
- (17) W.T.Brande and G.W.Cox(eds.), *A Dictionary of Science, Literature and Art*, new edn., 3 vols, London, 1865-1867.
- (18) Blackstone, *op. cit.*, (n.16) p.4の第三、四パラグラフをインデントして示す。
- (19) Cf. M.J.C.Vile, *Constitutionalism and the Separation of Power* (Oxford, 1967) pp.102-103, Ernest Barker, *Essays on Government* 2nd ed. (Oxford, 1951) pp.142-146.なお、このような英国政治原理の理解に対して、福沢はアメリカ合衆国の政治体制については、抑制と均衡・混合政体という原理に全くふれていない。それは彼が、独立宣言の自然権と自然法の原理から強い影響を受けた経緯とは対照的である。『西洋事情』初編の各論の最初に米国をとりあげ、その「政治」の頃では合衆国憲法も修正第一二條(一八〇四年確定)まで、ほぼ全文を訳出しているが、この頃は「J.R.McCulloch, *A Dictionary, Geographical Statistical and Historical of the Various Countries, Places, and Principal Natural Objects in the World* (London, 1866)の翻訳である。『西洋事情』初編執筆当時、福沢の米国理解はこのようなレベルにとどまっておき、英国についてブラクストンを読んだように、『ザ・フェデラリスツ』を読むといったところまではゆかなかつただろう。そのことが福沢をして米国政治における抑制と均衡・混合政体の原理に気付くに至らせたかった一因だったように思われる。

- (20) 前掲拙稿(注(6))「英国探索」四八三、四八七頁、(注(4))「さまざまな西洋見聞」六五〇―六五三頁参照。
- (21) *op. cit.*(n.14), pp.31,32.
- (22) 小論が対象とする時期の新政権の公議政体路線とその背景をなす政治過程については、宮地正人「廃藩置県の政治過程」(坂野潤治・宮地正人編『日本近代史における転換期の研究』山川出版社、一九八五年、所収)および、坂野潤治、第二章「第一章、第二章第一―三節(井上光貞他編『日本歴史大系』4、山川出版社、一九八七年)による所が大きい。また宮地論文一一七頁注(15)は、この政治過程がもたらした「巨大な精神的空虚」を埋める「理論的枠組を人々に提起した希代のジャーナリスト的教育者福沢諭吉」の役割に論及しており、示唆に富む。
- (23) 稲田・前掲書(注(2))二〇八頁。
- (24) 議事章程、議院憲法・議院規則とも「明治文化全集・憲政篇」(日本評論社、一九二八年)所収による。
- (25) 坂野潤治・前掲(注(22))三三四―三三六頁。
- (26) 坂野潤治・前掲(注(22))三四二―三四三頁。なお、坂野「征韓論争後の『内治派と外征派』」幕末・維新の日本(年報・近代日本研究3)(山川出版社、一九八一)二六一頁に詳しい検討がある。
- (27) 「この時期の憲法をめぐる状況の背景に消しがたい影を落している福沢諭吉の存在」とのべる関口米一氏は、政治史研究者の中で、特に木戸孝允と福沢の交渉に注目される。関口「集権化過程における政治指導―木戸孝允論のための覚書(二)」『法学』三五巻四号(一九七二年三月)六三頁以下。周知のように木戸は岩倉使節団の中西欧憲法の調査に最も熱心なメンバーだった。木戸が先ず合衆国憲法の取調にとりくんだ時、手引きにしたのが「聯邦志略」と「西洋事情」だった。その意味で福沢は、木戸の憲法論に初めから「消し難い影を落している」た
- (28) 論争の記録が「明六社会談論筆記」として、21・296―299に収められている。なお「文明論之概略」第五章の最後の一段(4・79(81)および「外国人の内地雑居許す可らざるの論」『民間雑誌』第六編(一八七五―明治八年一月三〇日)中の民撰議院尚早論批判(19・523)もこれに関連するものだろう。
- (29) 後年のことばだが、『時事大勢論』(一八八二―明治一五〇年、5・238)に民撰議院設立建白の思想的弱点に対する鋭い批判が示されている。
- (30) 参照 Chaim Perelman, *L'Empire Rhétorique - Rhétorique et Argumentation*, (Paris, 1977) (三輪忠訳「説得の論理

学—新しいレトリック』理想社、一九八〇年)、中村雄二郎『共通感覚論』(岩波書店、一九七九年)特に一三九—一三〇四頁、藤原保信『政治理論のパラダイム転換』(岩波書店、一九八五年)特に一七六—二〇〇頁。これらの労作の中に打出されてゐる知の再構成論を手がかりに、福沢の演説討論観を理解し、さらにその政治思想を新しい角度からとらえることが、筆者の関心の一つである。

(31) 明治六(一八七三)年三月『慶応義塾社中之約束』中の「科目表」。もともとこの科目が実現したか否かは不明。また「ロジッキ」や「デクラメーション」は、この前後を通じて、科目表に度々現われるが、「エロクインス」は、この年度のもの限りである。

(32) 石河幹明は、この書簡とは逆に、一八七四年六月の会まで初めの一年間当時の、民選議院論と慶応義塾同志の演説練習との関係についての福沢の意中を次のようにおしはかっている。蓋し議院なり國會なり要するに言論を以て事を決するの場所である、然るに日本人は意志發表の機關たる演説に就て何等の素養も修練もないではないか、現に民選議院建白者の一人の如きは暴力手段を以て目的を達せんとする直接行動の仲間に加はり其首領に戴かれたやうな始末で、此建白がいかなる動機に出でゐるか自から知るべきである、かくの如き一時的浮氣の問題は眞面目に取扱ふべきものではない、民選議院の早晩論は兎も角も各種の集會々議は是非とも必要である、それには辯論術の研究こそ何よりも第一の急要であるから此術を練習して廣く一般に行はしむることにしたいといふのが、恐らく先生の意中であつて、民選議院の世論などには耳を傾けず、ひたすら其練習に熱心すること凡そ一箇年、……(『石河幹明『福沢論吉伝』第二巻、岩波書店・一九三二年、二〇五頁)。

(33) 小幡篤次郎「三田演説會舎開館を祝するの文」、石河幹明・前掲書(注(32))二四一頁。

(34) 『慶応義塾百年史』上巻(慶応義塾・一九五八年)六三七頁。なお石河・前掲書(注(32))、三三九頁参照。また同書二一五頁以下には一八七四年中の三田演説會の記録が収められている。本文引用中の討論會と演説會とは、それぞれ三田演説會規則に定める辨論會と雜會とに当るものと思われる。

(35) 高瀬松吉『明治英名伝』(續文舎・一八八三年)五二—五三頁。松村伯園の講談、とくにその明治啓蒙期初期の知識人への影響について、山室信一『近代日本の知と政治』(木鐸社・一九八五年)一五九—一六二頁、同『法制官僚の時代』(木鐸社・一九八四年)三六四—三六七頁を参照。

- (36) 『会議辨』とその思想的背景については宮村治雄「御誓文」と『会議辨』の間『福沢諭吉年鑑17』一九九〇年、による所が大きい。またこの本の原拠本について宮村氏からゆき届いた教示をえた。
- (37) 拙稿「社会契約から文明史へ——福沢諭吉の初期国民国家形成構想・試論」『北大法学論集』四卷五・六合併号（一九九〇年九月）。小論は全体としてこの論文とあい補う関係にある。
- (38) 宮村治雄・前掲論文（注(36)）参照。
- (39) 福沢旧蔵書のうちに F. Guizot *Histoire des Origines du Gouvernement Representatif en Europe*, Paris, 1851, 2 vols. の英訳 *History of the Origin of Representative Government in Europe* (London, 1861) があり、福沢によるものか否かはわからないが全編に不審紙の跡がある。カール・シュニッツが議会制の本質を公開の討論に求める議論の拠り所とした (*Die Geistesgeschichtliche Lage des heutigen Parlamentarismus*, Dritte Aufl. Berlin, 1961, S.43, 服部平治・宮本盛太郎訳『現代議会政治の精神史的地位』(社会思想社・一九七二年、五二頁) のは、この英訳では二六四—二六五頁の部分である。
- (40) 注(39) 参照。
- (41) 参照 C. Schmitt, *op. cit.* (n.38) SS.50-52, 服部・宮本訳五五—五七頁。
- (42) J.S.Mill, *Considerations on Representative Government* (Everyman's Library) p.213, 参照、山下重一訳『代議政治論』(『世界の名著38・ヘンサム・J・S・ミル』中央公論社、一九六七年) 三九九頁。
- (43) 福沢の思想との意味連関に注目して、小楠の「講習討論」の思想を分析した平石直昭「主体・天理・天帝(二)」、『社会科学研究』二五卷六号(一九七四年三月)、八三—八九、九二—一〇六、一三三—一三六頁を参照。
- (44) Mill, *op. cit.* (n.42), p.225. 参照、山下・前掲訳四一五—四一六頁。
- (45) (46) *op. cit.*, p.226. 参照、山下訳四一六頁。
- (47) ちなみに注(45)(46)に続く「他の人々を支配しようとする熱望が、個人的独立の欲望よりもずっと強いために、他人を支配することの単なる幻影のために、個人的独立の全部を犠牲にしてもよいと思つていような国民もある」で始まる一節は、『文明論之概略』第九章の「党與の内にて、上下の間に人々卑屈の醜態ありと雖ども、党與一體の栄光を以て強ひて自ら之を己が栄光と爲し、却て独一個の地位をば棄て、其醜体を忘れ……」(4・166)とのべる、武士批判と符合している。

第二節

- (1) 明治啓蒙期における、演説・出版面にわたる、コミュニケーションの革命について、松本三之介・山室信一『言論とメディア(日本近代思想大系) 11』(岩波書店・一九九〇年)による所が大きい。
- (2) 福沢の文体全般にわたっては、丸山眞男・西尾実・江藤淳「座談会」福沢論吉の文体と発想』『文学』一九五八年一二月、加藤周一「明治初期の文体」(『日本近代思想大系16・文体』岩波書店、一八八九年)四五四―四五五、四六六―四七二、四七六―七七頁を参照。またこの時期、一八七六(明治九)年九月の大槻磐水記念会で朗読されたと思われる「故大槻磐水先生五十回追遠の文」(4・407―409)に即して、福沢における語りことばと書きことばの関連を検討した文章として、芳賀徹「福沢論吉における近代―その文章に即して―」『福澤論吉年鑑』14(一九八七年)がある。
- (3) 眞宗教団の説教が日本における説教教化さらに民衆話芸の源流となった歴史、および眞宗中興の祖蓮如が傑出した説教者であり、その御文章も彼の時代から説教のテキストとして用いられ、近世以来盛行した民衆的説教を生み出した事情について、関山和夫『説教の歴史的研究』(法蔵館・一九七三年)二二二―一六〇、四〇一―一二頁参照。
- (4) ゴザル調およびその変容としての教化的問答体の、文体史における位置について、山本正秀『近代文体発生史的研究』(岩波書店・一九六五年)一四六―一五七頁を見よ。著者は、ゴザル調を平田派国学の講釈本に由来するものとされる。
- (5) このことばに現される福沢の文体選択と鎌倉宗教改革の革命的精神との関連について参照、山本、前掲書(注4)、一〇四―一六頁、藤田省三『維新の精神』第二版(みすず書房・一九七四年)二二二―二四頁。
- (6) 福沢は、「福澤全集緒言」中の「会議辨」の項で、この本の翻訳にあたって苦心の上「演説」と「討論」という訳語を選んだとべているが(1・55) 実には「会議辨」にはどちらのことばも用いられていない。現在残っている記録に関する限り、「演説」が現われる最も早い例は、「福澤全集緒言」に紹介される一八七四(明治七)年六月七日の集會での演説の原稿である。「討論」は、「会議辨」にも、七四年六月二七日に草稿が示された三田演説会規則にも見られず、おそらく七四年一〇月から七五年二月までの三田演説会の「弁論会」の記録の「討論宿題控」という表題の中に用いられた(全文の記録が『慶応義塾百年史』上巻六四二―四五頁に収められている)のが早い例ではないかと思われるが、これも福沢の表現ではなかった可能性が大きい。またその後の福沢の文章を見ても「討論」は、福沢の用語の中に定着したとは言えない。しかし福沢自身

スピーチ・デベート、演説・討論を重要なカテゴリーとして挙げているし、福沢がスピーチ・デベートに対して演説・討論以外に当てたことばに比べ、両者とも今日では定着しているので、小論での分析の用語として、演説・討論を用いた。

(7) おそらく一八七七(明治一〇)年にトクビルの『アメリカのデモクラシー』Reeve訳第二卷第三章の「合衆国における出版の自由」を読みながら記されたのではないかと思われる、「覚書」の一節には以下のようにある。「著書新聞演説の本趣意は、世人一般政府までも我説に導入るゝに在り。之を敵視するは器量の小なる者のみ。議論を以て戦ふ斗りは益もなきことなり。何等の説を立るも何等の方便を用るも、相手の者を我方に引入れさへすれば之を勝利と云ふ可し。○此考に従へば、都て文章言語はグッドセンスを用る方、便利なるに似たれども、人心騷擾其方向の未だ覺束なき者を兎に角に我味方にせんとするには、假にバッドセンスに従ふ可し。一時の權道なり」(7・681)。しばしば批判的となる、長沼事件(一八七四||明治七年)、春日井事件(一八七八||明治一一||年)にかかわった際の福沢の、官民相手に対する言説も、対立する両者の間に入って、双方を「籠絡」する、「一時の權道」に訴えた面があったのではなからうか。

(8) 意見の討論と自己利益の交渉との関連について、C.Schmitt, *op.cit.* (第一節注(39)) SS.9-10。服部・宮本訳、一一一—一三頁における対比に示唆された。

(9) 福沢における学問の範型としての西欧近代自然科学とくにその実験精神について、丸山眞男「福沢に於ける『実学』の転回」(石田雄編『福沢諭吉集(近代日本思想大系2)』筑摩書房・一九七五年)五七—一五六頁および丸山「福沢諭吉の哲学」(日高六郎編『近代主義(現代日本思想大系34)』筑摩書房・一九六四年)六七—六九頁による。

(10) この点「絶対的統一」の創出ではなく、あらゆる局面に多元性を創り出し、媒介の制度において、内在的なダイナミズムから生れる均衡状態を創り出すことをめざす「思孝様式」と、「絶対的な合理主義」、「理性の独裁ならざる」相対的合理主義・「健康な合理主義」との関連についての、カール・シュミットの指摘は示唆的である。Vgl. C.Schmitt, *op.cit.* (第一節注(39)) SS.51,57f.参照、服部・宮本訳五六、六二頁。福沢における、多元的「相制」と「平均」の世界像の背景について、彼がこの時期に出あった西欧書のうち、ギゾー『ヨーロッパ文明史』の特に第二講があり、自由は「彼我平均の間」「不自の際」にのみ存在するという基本認識を生み出した事情については、あらためてのべるまでもないだろう。さらに、ミルの『代議政治論』においても、社会的諸勢力の抑制と均衡という原理が、新しい社会的条件のもとで、受けつがれていることは注目に値する。cf. Mill, *op.cit.*, (第一節注(42)) pp.256,267f.,276,326f. 山下前掲訳(第一節注(42))四五—三頁、田中浩訳「代議

政治論』(『世界の大思想・ミル』河出書房、一九六七年)、二六六、二七五、三二四頁。

(11) 横井小楠については平石、前掲論文、阪谷朗廬については、松本三之介「新しい学問の形成と知識人—阪谷素・中村敬字・福沢諭吉を中心に—」、松本・山室信一編『日本近代思想大系10学問と知識人』(岩波書店・一九八八年)四三二—四三六頁、中江兆民については、宮村治雄「理学者兆民」(みすず書房・一九八九年)二八一—一九頁、小原薫「あるべき政治社会の「理義」を求めて」、『北大法学論集』四〇巻五・六合併号(一九九〇年九月)一三二—一三九頁、一三二—一三九頁、を参照。なお、福沢における人間の「誤りやすさ」観については、ミルの『自由論』における「assumption of infallibility」の観念が示唆的である。福沢の討論観の背景にある、人間のあやまりやすさの意識は、この当時彼が読んだ、ミルの『自由論』第二章の議論の基礎をなす、人間のあやまりやすさの観念に共鳴するものだったかもしれない。福沢に先立って『自由論』を読み、『自由之理』として訳出した中村敬字の、この部分の訳文と、それに通じる内容の、『西國立志編』第九編に付された彼の訳者自序を検討すると、敬字は、人間のあやまりやすさという議論をかなりよく理解していたように思われる。敬字の場合、このような議論の上に、「新見異説」「衆異」を積極的に集めることのすすめが現われた。ただ彼の場合も、「新見異説」を集める方法としては主として出版が考えられていたようで、話しことばによるコミュニケーションとしては、演説による眞理の一方的な伝達をすすめるだけで、「衆異」を通じる眞理発見の方法としての討論に論及したあととかがわれない。この最後の点については、荻原隆「中村敬字研究」(早稲田大学出版部、一九九〇年)、二四九—二六〇頁を参照。

(12) この点は、E. パーカーが、討論による政治において、意見の対立をこえるための精神的前提条件の一つとしての多数決原理に関してのべた、「討論は戦争に似ているだけではない。愛にも似る。討論は思想の戦いであるだけではない。それは心と心との結婚である」(Ernest Barker, *Reflection on Government*, (Oxford, 1942) P. 67. 参照、足立忠夫訳「現代政治の考察」(勁草書房・一九六八年)六一頁)ということばを想起させる。

(13) なお、小論の対象とする時期より少し後であるが、『国会論』の中の「其弊のみを擧て極度を論ずるを止め、利と弊と相對して其平の成跡如何を見るの緊急なる」を論じた一節をも参照(5・74)。

(14) この点『自由論』における、「あらゆる意見の表明は、振舞いが穩健で、公正な討論の限度を越えない限りにおいて許されるべきだ」という主張に対するミルの批判は示唆的である。Mill, *On Liberty* (Vernan's Library) pp. 112f. 早坂忠訳『世界の名著38ヘンサム・ミル』(中央公論社、一九六七年)二七六—二七八頁。

(15) 丸山真男『文明論之概略』を讀む』上、(岩波書店、一九八六年)五七―九二頁に拠る。本文中「議論の本位」に関する部分で、へへは、本書からの引用である。なお、この点について、筆者はすでにいくらか検討した。ただ、ここでは「議論の本位」を複数の当事者に共通する単一の争点を意味するように理解しており、この点を訂正する。前掲拙稿(第一節注(37))七六八―七六九頁。

(16) 大久保利謙編『西周全集』第一卷(日本評論社、一九四五年)、二二―二五、五四―五六、一四六―一四九頁。

(17) 大久保・前掲書、九〇―九三、三四七―三五〇頁。

(18) 一八七七(明治一〇)年東京大学で行なつた演説「演説會ノ説」でも演説について「之を貫クニ致知學ノ骨格ヲ以テシ、而シテ之ガ文、彩粧飾ヲナスニ文章學ノ被服ヲ以テシテ……」(大久保編『西周全集』第三卷(宗高書房、一九六六年)二九一頁、傍点松沢)とのべている。西周は、おそらく明六社同人中、福沢の演説の試みの革命的意義をもっともよく理解しえた一人だつたらう。この演説の中で彼は、「維新ノ際ヨリ天下ノ學風モ豹變シ、事率ネ西欧ノ輸入ヲ仰グノ時ニ至リ、福沢氏ナルモノ出デ、此演説會ヲ以テ前時ノ詩會ニ引替ヘラレタリ、是世道人心ニ於テノ一大功ニシテ、全ク亜細亞東方ニ欠ケタル所ヲ始メテ此土ニ伝ヘタリト謂フベシ」(同前、二九〇頁)と、賞讃している。

(19) 前掲「内地旅行」が、「シタガコンナ議論ヲ述ベタラ、柄政者ハ何様云フダラウ、其様ニ貴様ノ様ニ理屈ツポイ事ライツタ所ガ、云フロハ有ツテモ爲ル権ハ有ルマイ、姑黙ツテ居ルベシト言ハレタ所デ、此論者モ閉口シテ席ヲ下ルデゴザラウ」と結ばれている(大久保編・前掲書(注(18))二五九頁)のは、探究が個人的作業にとどまる点、また探究の自由を自から放棄しているように思われる点で、象徴的である。

(20) 第一節注(30)にあげた文献のほか、Theodor Vieweg, *Topik und Jurisprudenz: eine Beitrag zur rechtswissenschaftlichen Grundlagerecherche*, München, 5 Aufl.1973. 植松秀雄訳『トピックと法律学』(木鐸社・一九八〇年)特に序論「第一―三章を参照。なお注(12)でふれた、意見の対立をこえるための精神的前提条件の一つとしての「対立することへの同意」の原理についての、E・バーカーの指摘もこの問題にかかわるといえよう。バーカーはこの原理に含まれる重要な、しかし見逃されがちな前提として、意見の対立を討論にたかめる、共通単一の争点を構成する合意について、特に注意を促している。

Barker, op.cit., pp.63-65; 足立訳、五八一―五九頁。

(21) 石河『福澤論吉伝』第一卷、六九三―六九四頁、詳しくは、相良武雄「山科生幹一件」『新旧時代』一九二六―大正一五

年一月。

- (22) 吳文聰の回想。前掲(第一節注(34))『慶応義塾百年史』上、二九三頁所引。
- (23) 中津藩家中の身分的言語体系についての福沢の詳しい記述として、『旧藩情』(7・266)がよく知られている。また新政府の政策としての四民平等が行われて後も、身分的言語体系によらぬ限りコミュニケーションが成立し難いという、福沢の「試験」について、『福翁自伝』(7・187~189)の記述を参照。
- (24) E.C.Lindeman, 'Discussion', *Encyclopaedia of Social Sciences* vol. V (New York, 1931)は、討論における紛争の解決あるいは回避という機能を強調する。

第三節

- (1) 前掲拙稿(第一節注(37))七七一~七七三頁で、この点についてふれた。
- (2) 石河・前掲書(第一節注(32))二四八~二四九頁。
- (3) Dennis F. Thompson, *How Stuart Mill and Representative Government* (Princeton, 1976), pp.41,43,48,180.
- (4) Barker, *op. cit.*, (第二節注(12)) pp.56, 足立訳五一~五二頁参照。カール・シュミットは前掲書(第一節注(39))において民主制と自由主義とを、また代議制と議会主義とを峻別対置した上で、討論による政治を、自由主義=議会主義の原理とする。おそらくシュミットのこの主張を念頭において、パーカーは自由な討論、討論による政治こそ自由主義と民主政を架橋するものだとする(*op. cit.*, p.4)。引用に現われるようなパーカーの政治的討論とそれを支えるものとしての「社会的討論の体系」(p.15)という思想をこのように理解するならば、それは、それと似た政治社会を理想像とした、福沢の政治社会観の特質を理解する手がかりとなるだろう。
- (5) 一八七九(明治一二)年五月八日付香川眞一宛書簡に、府県会が「実用」に役立つにはなお十年を要するだろうという見通しをのべ、それまでは「唯会議の調練のみ」とのべるのが、おそらく「議事」「会議」の「調練」ということばがのべられる最初である(17・316~317)。
- (6) 石河・前掲書(第一節注(32))、七三三~七三六頁。『慶応義塾百年史』上、六七四~六八五頁。
- (7) 『慶応義塾百年史』上、六八三頁。

説 (8) この間の事情については、澤 大洋「三田政談社及び国友会の結成」『東海大学紀要 政治経済学部』一六号(一九八四年)

が詳しい。

論

(9) 宮武外骨『明治演説史』(有限社、一九二六年)一〇六頁。

(10) 石河・前掲書(第一節注(32))七二二頁、『慶応義塾百年史』上、六八五頁。

附 記

小論脱稿後、西川俊作教授から、故小泉信三博士に、『学問のすゝめ』における「まぎり」に論及したエッセイ「スポオツ一般」(『新文明』一九五一年一二号、のち『小泉信三全集』第十一卷、文芸春秋、一九六七年に再録)があることを教えられた。